

法務総合研究所

研 究 部 報 告

59

再犯防止対策等に関する研究

2 0 1 9

法務総合研究所

は し が き

我が国の刑法犯の認知件数は平成8年以降毎年戦後最多を記録し、平成14年にピークを迎えた。犯罪防止に向けた取組が官民一体となって進められ、刑法犯の認知件数も、その後平成15年からは毎年減少するなど、犯罪情勢には改善の兆しが見られるようになったが、平成19年版犯罪白書で指摘したように、再犯者によって多くの犯罪が行われている実情から、再犯防止対策が重要な課題となった。

以後、認知行動療法に基づいた専門的処遇プログラムや、関係機関等との連携による社会復帰支援施策が導入され、平成24年7月に犯罪対策閣僚会議で策定された「再犯防止に向けた総合対策」においては、「出所等した年を含む2年間における刑務所等に再入所する者の割合を平成33年までに20パーセント以上減少させる」という数値目標が設定された。

平成28年12月には「再犯の防止等の推進に関する法律」が公布・施行され、今後は、国及び地方公共団体が、同法で明らかにされた責務に基づき、連携して再犯防止対策を総合的かつ計画的に推進することが求められている。

また、2020年に京都で開催される国際連合犯罪防止刑事司法会議（コンGRES）は、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の達成に向けた犯罪防止、刑事司法及び法の支配の推進を全体テーマとしており、再犯防止対策はその重要な論点の一つになっている。今や再犯防止対策は、国際社会全体の課題でもある。

本報告は、こうした背景事情を踏まえつつ、再犯に関する受刑者の意識、各国における再犯率の状況、米国及びニュージーランドにおける再犯防止の取組に関する調査を行い、その結果に基づき再犯防止対策の実効性を高める要因について考察を行ったものである。

本報告書が、国内における再犯防止対策の充実・強化のみならず、今後の国際連携の推進の一助となることを期待する。

最後に、本研究の実施に際して、多大な御理解と御協力をいただいた矯正、更生保護等関係諸機関、米国の連邦司法省研究所、ワシントン州公共政策研究所及びニュージーランド矯正庁の各位に、心より謝意を表する次第である。

平成31年3月

法務総合研究所長 大 場 亮 太 郎

要 旨 紹 介

本報告は、我が国における再犯防止対策の充実・強化に向けて、再犯に関する受刑者の意識、各国における再犯率の状況、米国及びニュージーランドにおける再犯防止の取組について調査を行い、その結果に基づき再犯防止対策の実効性を高める要因について考察を行ったものである。

（第2章） 再犯に関する受刑者の意識調査

本調査は、受刑者男女896人を対象として、自記式質問紙により、犯罪からの離脱やその要因に関する受刑者自身の受け止め方などについて、初入者と再入者の別、あるいは再入者の中でも犯罪と関わりなく生活できた期間の長短といった観点から分析を行った。結果、犯罪からの離脱に大きな影響を与える理由・事情は様々であるが、特に再入者については、犯罪と関わりのない生活を送ることに対する前向きな意欲や自信、肯定的な自己イメージ、周囲の支え等が得られにくい状況にあることが示唆された。

（第3章） 再犯率に関する国際的な動向

各国の再犯率の状況を調査したところ、デンマーク、英国、フランス、ドイツ、アイルランド、オランダ、ノルウェー、スウェーデン、米国、カナダ、韓国、タイ、シンガポール、オーストラリア、ニュージーランド等で、再犯率を公表していることが確認された。他方で、再犯率とは、刑事司法上の何らかの処分（有罪判決等）を受けたことのある者が、所定の期間内に別の犯罪行動を引き起こした割合であるが、統計における再犯の定義や再犯の追跡期間が各国によって異なることが確認された。なお、本章では、このうち、英国、米国、韓国、ニュージーランドの再犯率の状況について紹介する。

（第4章） 米国における再犯防止の取組

米国は、2008年に成立したセカンドチャンス法（Second Chance Act）以降、コミュニティ

の強化を重視した取組を本格的に加速した。本章では、米国の再犯防止対策の核となる「リエントリー」という考え方及びそれに基づく連邦政府の推進体制等を紹介した上で、連邦司法省研究所等の協力を得て、再犯防止の取組の評価・分析事例等を調査し、日本の再犯防止対策に応用できる要素について考察を行った。

（第5章） ニュージーランドにおける再犯防止の取組

ニュージーランド矯正庁は、政府が掲げた再犯率低減に係る数値目標の達成に向けて、エビデンスに基づく実践を組織一丸となって実施している。その取組の中で、同庁が再犯防止に最も顕著な効果を上げたと評価した「治療共同体」の実状について調査を行い、第4章と同様、日本の再犯防止対策に応用できる要素について考察を行った。

（第6章） 再犯防止対策の実効性を高める要因に関する考察

第2章から第5章までの各種調査・分析結果等を踏まえ、今後の再犯防止対策の実効性を高める要因について、①立ち直り支援の実効性の向上、②地域社会の理解の増進という2つの視点から考察等を行った。

研究部長 中 村 芳 生

再犯防止対策等に関する研究

総括研究官	横 地	環
研 究 官	池 田	怜 司
研 究 官	小 林	美智子
研 究 官	竹 下	賀 子
研究官補	佐 藤	正 喜
研究官補	林	光 一
(前 研 究 官)	河原田	徹
(前 研 究 官)	高 橋	哲

目 次

要旨紹介	i
第1章 はじめに	1
1 「再犯者の実態と再犯防止対策に関する総合的研究」の構想	1
2 研究成果にかかる発表形態と時期の変更	2
3 「再犯の防止等の推進に関する法律」の成立と研究成果の活用	2
4 再犯防止にかかる調査研究を一層推進するために	3
第2章 再犯に関する受刑者の意識調査	4
第1節 調査の目的	4
第2節 調査の概要	4
1 調査対象	4
2 調査方法	4
3 調査内容	5
第3節 調査の結果	6
1 調査対象者の特徴	6
2 初入者・再入者別の特徴	9
3 犯罪に関する認識	12
4 犯罪からの離脱	20
第4節 考察	31
1 調査結果から見た再入者	31
2 初入者・再入者の意識から見える指導上の留意点	31
3 再犯防止に向けた適切な指導・支援のために	35
第3章 再犯率に関する国際的な動向	36
第1節 各国の統計上における再犯の定義	36
1 各国の統計上における再犯の定義	36
2 各国の再犯率を読み解く上での留意点	37
第2節 諸外国における再犯率の状況	38
1 英国	38
2 米国	39

3 韓国	40
4 ニュージーランド	42
参考文献	43
第4章 米国における再犯防止の取組	44
第1節 リエントリー（Re-entry）の意義と連邦政府の推進体制	44
1 意義・目的	44
2 リエントリー施策の推進体制	48
第2節 地域社会におけるリエントリープログラムの実際	50
1 取組の概要	50
2 開始後に直面した課題と対応	52
3 取組の成果	53
第3節 米国全体で進みつつあるリエントリーへの理解	56
第4節 考察	57
1 リエントリーに対する理解が進みつつある要因	57
2 日本の再犯防止対策への示唆	58
参考文献	61
第5章 ニュージーランドにおける再犯防止の取組	62
第1節 矯正庁の再犯防止の取組の概要	63
第2節 STU の概要	65
第3節 テ・ワレ・マナキタンガ STU の例	66
1 概要	66
2 STU 入居までのプロセス	66
3 実施体制	67
4 入居者の生活	68
第4節 ケースマネジメント	71
第5節 考察	72
1 STU が再犯減少に寄与した要因	72
2 日本の再犯防止対策への示唆	72
参考文献	75
第6章 再犯防止対策の実効性を高める要因に関する考察	77

1 立ち直り支援の実効性を高める要因.....	77
2 地域社会の理解を増進する要因.....	79
3 終わりに～再犯防止に関する国際連携の一層の推進～.....	83
参考文献.....	84

第1章 はじめに

1 「再犯者の実態と再犯防止対策に関する総合的研究」の構想

平成24年7月、犯罪対策閣僚会議は、関係諸機関が連携して総合的に施策を進めるための指針である「再犯防止に向けた総合対策」を策定した。同総合対策では、刑務所出所者及び少年院出院者の出所・出院年を含む2年間における刑務所等に再入所等する者の割合（2年以内再入率）について、過去5年の平均値（刑務所については20％，少年院については11％）を基準として、33年までに20％以上減少させるという数値目標が設定された。

同総合対策は、おおむね5年後を目途に見直しを行うことを定めており、この見直し作業のために基礎資料を提供することを意図し、法務総合研究所は平成28～29年度を研究期間とする「再犯者の実態と再犯防止対策に関する総合的研究」の構想を立て、主な内容を以下（ア）～（オ）の項目どおりに定めた。また、取りまとめた研究成果を30年度末までに法務総合研究所研究部報告（以下「研究部報告」という。）として発刊する計画とし、27年度の事前評価を受けた。

（ア） 再犯の動向

刑事司法機関による既存の統計データを用い、再入者率（入所受刑者人員に占める再入者の人員の比率をいう。）の推移等の動向を把握するとともに、出所後2年以内に刑務所に再入所した再犯者等の基本的属性を分析する。

（イ） 再犯に係る実態調査①

平成27年度に法務総合研究所研究部で実施中であった「窃盗事犯者に関する研究」、「高齢・障害犯罪者に関する総合的研究」等に係るデータの中で、出所後2年以内に刑務所に再入所した者の成行きに着目し、再入所の要因等を分析する。

（ウ） 再犯に係る実態調査②

平成28年の一定期間に、受刑者に対する質問紙調査等を行い、再入者の実態と主観的意識を探り、再犯防止に向けた指導支援に資するよう分析考察を行う。

（エ） 再犯防止施策に関する実地調査

国の機関、地方公共団体等において実施されている再犯防止に資する施策や取組について実地調査を行う。

（オ） 諸外国における再犯者の実態等に係る資料・文献調査

諸外国における再犯者の実態や再犯防止対策の現状を紹介した資料や文献等を収集する。

2 研究成果にかかる発表形態と時期の変更

研究が進む中で、その成果をできるだけ早く公刊し、再犯防止に向けた総合対策の見直し作業等にリアルタイムで役立てるという趣旨で、早期に研究成果が出た部分については、研究部報告として一つにまとめた形での発刊（平成30年度末）を待たず、切り離して先に公表する扱いとし、当初の研究計画を変更した。変更の対象となったのは、1節（ア）、（イ）及び（エ）である。すなわち、

（ア）再犯の動向については、平成28年版犯罪白書において、多角的な観点から2年以内再入率等に関する分析を行い、特集として掲載した。引き続き、29年版、30年版においても、最新データを用いた2年以内再入率等に関する分析結果を掲載し、いわば定点観測の対象として扱っている。

（イ）再犯に係る実態調査①については、平成28年度に刊行された「法務総合研究所研究部報告56 高齢者及び精神障害のある者の犯罪と処遇に関する研究」及び「法務総合研究所研究部報告57 窃盗事犯者に関する研究」において、それぞれ再犯に係るパートを設けて記載した。

（エ）再犯防止施策に関する実地調査については、平成28年版・29年版犯罪白書において、国、地方公共団体及び民間による取組を比較的詳細に紹介した。

なお、研究の名称についても、変更後の研究内容に合致する「再犯防止対策等に関する研究」に改めた。

3 「再犯の防止等の推進に関する法律」の成立と研究成果の活用

犯罪防止施策が推進される中で、平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」（以下、再犯防止推進法という。）がいわゆる議員立法により制定された。再犯防止推進法においては、第7条で政府として再犯防止推進計画を定めることとされており、その策定に先立ち、再犯防止推進計画等検討会が設置され、29年2月～11月の間9回にわたり、関係省庁や有識者委員が議論を重ねた。

同検討会の第1回～第3回の配布資料として、前記（ア）記載の再犯動向分析結果が、平成28年版犯罪白書から複数引用され、議論の前提となる基礎資料として活用された。また、第3回の法務省提供資料中でも、（イ）記載の「法務総合研究所研究部報告56 高齢者及び精神障害のある者の犯罪と処遇に関する研究」による知見の一部が活用されている。（エ）記載の実地調査については、直接の引用は見当たらなかったものの、検討会議事録に示された主要な論点と内容が重なっており、29年12月に閣議決定された再犯防止推進計画に影響を与えたものと考え

られる。このように、一部の研究成果を当初の構想より早期に公表したことによって、時宜を得た形で国の再犯防止対策の充実強化に寄与することが可能となった。

4 再犯防止にかかる調査研究を一層推進するために

再犯防止対策を立案する上で、再犯者、特に刑務所に再入所した者の実態を調査し、把握することが重要であるが、再犯者本人が再犯という事実をどう受け止め、再犯しないため何が必要と考えるか、という意識を明らかにしていく視点が欠かせない（1節（ウ）該当）。また、実際の取組内容やその評価の手法を検討する上で、海外の実践が参考になる（1節（オ）該当）。

そこで、本報告では、受刑者等を対象に行った意識調査の結果に加え、我が国における再犯防止対策を検討する上で有益と思われる諸外国の研究の知見や実際に展開されている政策の実践状況や課題を明らかにした海外実地調査の結果を取りまとめ、多角的な視点から、再犯防止対策の一層の推進に資する基礎資料として提供することとしたい。

第2章 再犯に関する受刑者の意識調査

第1節 調査の目的

この章では、我が国の受刑者を対象とした特別調査の結果について紹介する。

本調査は、受刑者を対象とした自記式質問紙により、①犯罪、特に再犯をめぐる意識や態度を明らかにすること、②初入者と再入者の別、あるいは再入者の中でも犯罪と関わりなく生活できた期間の長短といった観点から回答を比較することなどを通じて、犯罪からの離脱やその要因等に関する受刑者自身の受け止め方について検討するとともに、再犯防止に向けた指導上の留意点等を整理することを目的として実施した。

第2節 調査の概要

1 調査対象

全国の刑事施設（医療刑務所及び拘置支所を除く81庁）に入所した受刑者のうち、男性受刑者については、平成28年6月6日から同月20日までの間に、女性受刑者については、同月6日から同年7月11日までの間に、各施設において新たに刑執行開始時調査を開始した者を調査の対象とした。各施設における調査対象者数は、男性受刑者については各施設15人、女性受刑者については各施設25人を上限とした。女性受刑者は男性受刑者に比して入所人員が少なく、施設数も少ないことから、女性受刑者については調査期間を長くするとともに、1施設当たりの調査実施人員を増やした。

なお、日本語を理解できない受刑者など質問紙への回答が困難であると施設が判断する受刑者については、調査対象から除外した。

2 調査方法

受刑者への質問紙の配付・回収は各施設の職員が行い、施設内の適宜の場所（居室、教室等）において質問紙に自己記入させた。回答は任意とし、質問紙のフェイスシートには、回答するかどうかは自由であること、回答は数値化され個人は特定されないこと、回答の有無や回答内容によって利益を得ることも不利益を被ることもない旨を記載し、調査への協力が強制ではな

いことを明示した。受刑者から質問紙の内容について質問があった場合には、内容に関する質問については答えることができないので、自分で思ったとおり回答するよう各施設の職員が教示することとした。質問紙の冒頭には調査協力の意思を確認する欄を設け、「私はこの調査に回答したくありません」という欄にチェックが入っていた場合及び質問紙に全く記入がなかった場合には、回答拒否者として調査対象から除外した。

3 調査内容

本調査においては、自分が起こした犯罪の原因に関する認識、今後の再犯に関する認識、前回入所時における再犯に関する認識（再入者に限る。）、過去に犯罪と関わりなく生活できた期間、犯罪と関わりなく生活できた理由等について回答を求めた。

なお、調査対象者について、刑事施設において把握している情報のうち、入所時年齢、罪名、刑名・刑期、入所度数、犯行時の身上、刑の執行猶予歴、保護処分歴、犯行時の就労状況・婚姻状況、教育程度、暴力団関係、再犯期間等の基本的属性に係る情報の提供を受けた。

第3節 調査の結果

調査対象者は896人であり、性別の内訳は、男性730人（入所時平均年齢43.2歳）、女性166人（入所時平均年齢45.2歳）であった。

1 調査対象者の特徴

(1) 入所度数

調査対象者の入所度数別構成比は、2-3-1図のとおりである。

入所度数1度の者（初入者）が452人（50.4%）、再入者が444人（49.6%）と約半数ずつを占めた。



注 1 法務総合研究所の調査による。
2 () 内は、実人員である。

(2) 刑名・刑期

刑名については、懲役が895人（99.9%）、禁錮が1人（0.1%）であった。

刑期については、1年以下192人（21.4%）、2年以下326人（36.4%）、3年以下225人（25.1%）、5年以下106人（11.8%）、5年超46人（5.1%）、無期1人（0.1%）であった。

(3) 属性

2-3-2図は、調査対象者の属性を入所度数別に見たものである。

入所度数が多くなるほど、入所時年齢が高い者の割合が上昇し、入所度数4度以上の者では40歳代以上が大半を占めた。

罪名については、入所度数1度の者から4度の者までは、いずれも窃盗の割合が最も高く、次いで覚せい剤取締法違反の順であった。特に窃盗の占める割合は、入所度数が多くなるにつれて上昇しており、上位2罪名（窃盗及び覚せい剤取締法違反）を合わせた割合は、入所度数1度の者では4割強であるが、入所度数4度の者では7割を超えていた。他方、入所度数5度以上の者では、覚せい剤取締法違反の割合が最も高く、次いで窃盗の順であった。

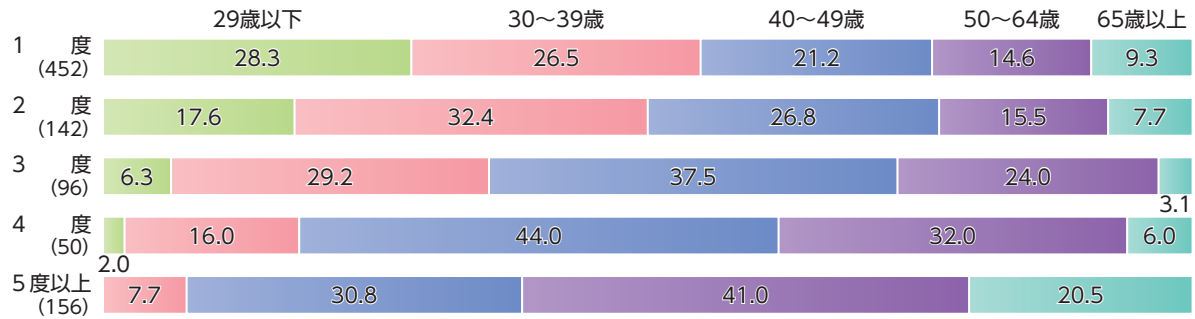
犯行時の就学・就労状況を見ると、入所度数が多くなるほど無職の者の割合が上昇する傾向があり、無職の者は、入所度数1度では約6割であるが、入所度数5度以上では8割近くを占めた。

犯行時の婚姻状況については、入所度数1度及び2度の者では、未婚の割合が最も高く、入所度数3度以上の者では、離死別の割合が最も高かった。

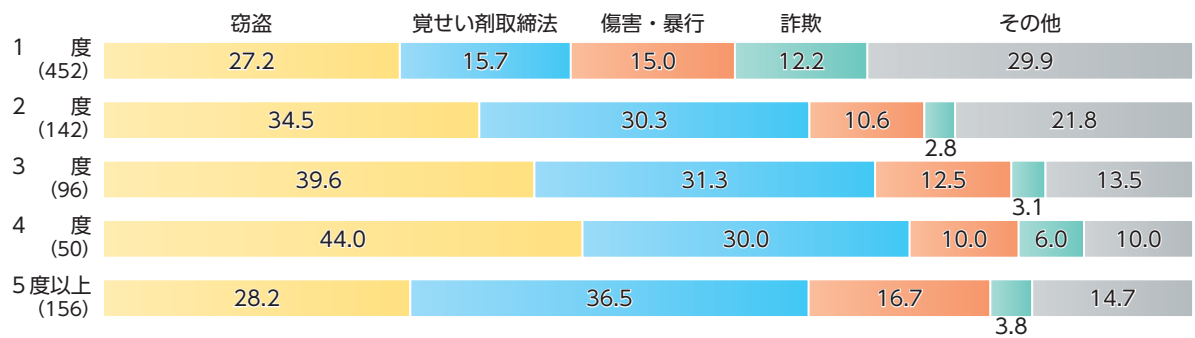
2-3-2図

入所度数別 対象者の属性

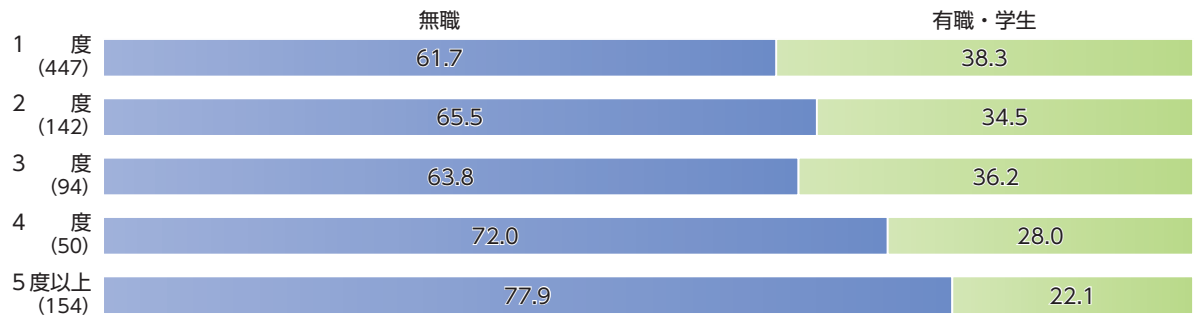
① 入所時年齢



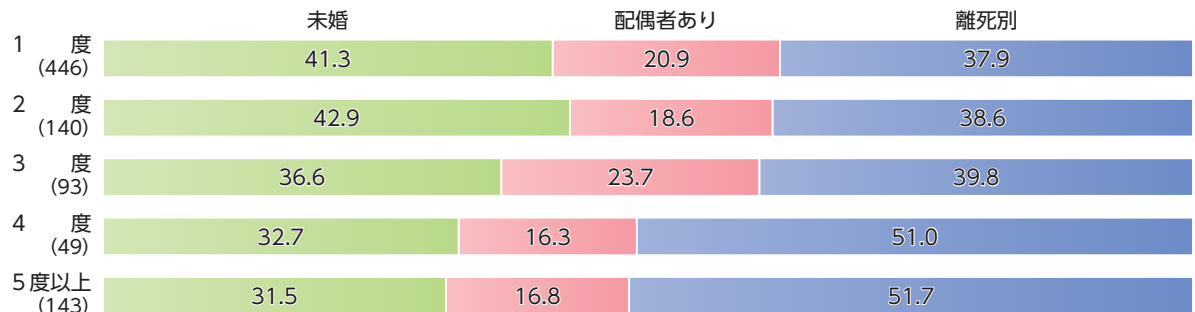
② 罪名



③ 就学・就労状況



④ 婚姻状況

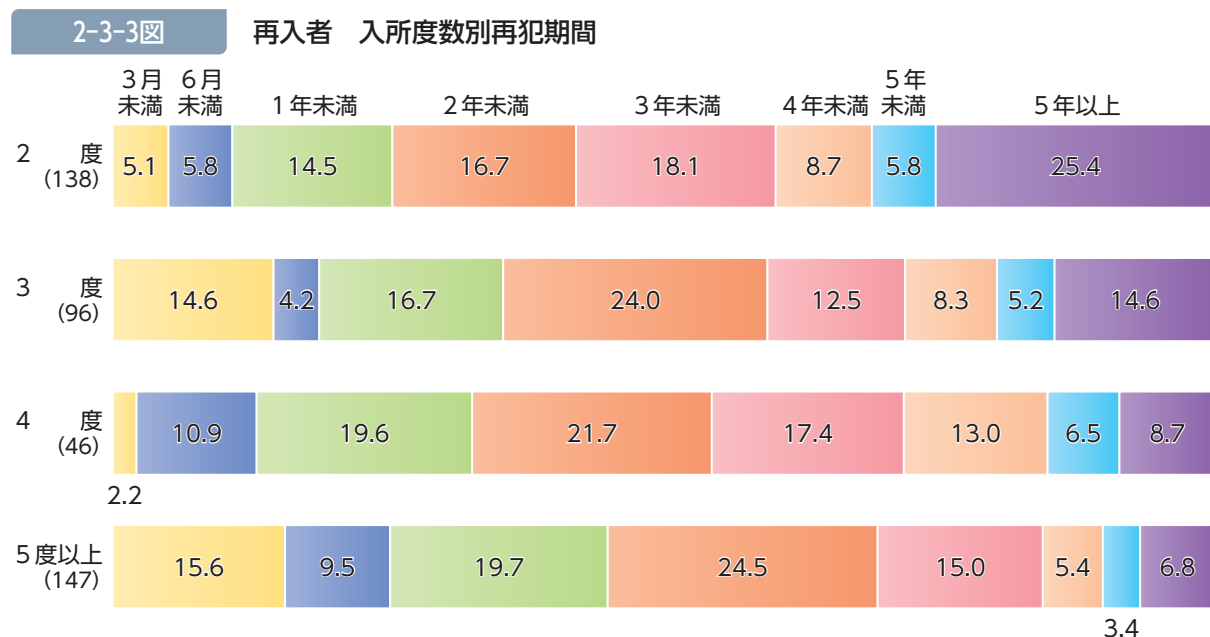


- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 不詳の者を除く。
 3 ③は、犯行時の就学・就労状況による。
 4 ④は、犯行時の婚姻状況により、内縁関係によるものを含む。
 5 () 内は、実人員である。

(4) 再入者の再犯期間

2-3-3図は、再入者について、入所度数別に再犯期間（前回の刑の執行を受けて出所した日から再入所に係る罪を犯した日までの期間をいう。以下この章において同じ。）を見たものである。

全般に、入所度数が多くなるほど、再犯期間が短い者の割合が上昇する傾向があり、入所度数2度の者では、再犯期間1年未満までが25.4%、2年未満までが42.0%であるのに対し、入所度数5度以上の者では、再犯期間1年未満までで44.9%を占め、2年未満まで含めると69.4%に上った。



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 再犯期間が不詳の者を除き、前刑出所後の犯罪により再入所した者に限る。
 3 「再犯期間」は、前回の刑の執行を受けて出所した日から再入所に係る罪を犯した日までの期間をいう。
 4 () 内は、実人員である。

2 初入者・再入者別の特徴

次に、初入者・再入者別の特徴を明らかにするため、初入者・再入者の別と属性等との関連を見ることとする。

2-3-4表は、初入者・再入者別に、属性等と χ^2 (カイ二乗)検定の結果を示したものである。 χ^2 検定とは、クロス集計表の項目(変数)間に何らかの関連があるのかどうかを判定するための検定方法であり、項目間に「関連がない」ことを仮定した上で、検定結果が有意水準を下回った場合には、その仮定(帰無仮説)が棄却され、当該項目間には「何らかの関連がある」と

解釈することができる。今回は、有意水準を5% ($p < .05$) として、統計的に有意な関連が見られるかどうか検討した。

例えば、性別を見ると、初入者では、男性が354人(78.3%)、女性が98人(21.7%)であるのに対し、再入者では、男性が376人(84.7%)、女性が68人(15.3%)である。初入者・再入者の別と性別との関連を検討するため、 χ^2 検定を実施したところ、 p 値が0.014となり、5%を下回っているため、統計的に有意な関連が認められる。すなわち、再入者は、初入者と比べて男性の割合が高く、女性の割合が低かった。

順に見ていくと、入所時の年齢については、再入者では、「29歳以下」の者の割合が低く、「40～49歳」及び「50～64歳」の者の割合が高かった。

罪名を見ると、初入者・再入者共に、最も多いのが窃盗、次いで覚せい剤取締法違反の順であるが、再入者は、初入者と比べて、この2罪名の占める割合がそれぞれ高かった。

犯行時の身上については、初入者では、単純執行猶予中、保護観察付執行猶予中の者を合わせると約半数を占める一方で、再入者では、そうした者の割合は顕著に低く、仮釈放中の者が一定数いたほかは、「その他」の者の割合が高かった。

刑の執行猶予歴については、初入者・再入者共に、単純執行猶予歴のある者が6割弱と同程度であるが、再入者は、初入者と比べて執行猶予歴なしの者の割合が低く、保護観察付執行猶予歴のある者の割合が高かった。

保護処分歴については、再入者は、初入者と比べて「なし」の者の割合が低く、少年院送致歴のある者の割合が高かった。

犯行時の就学・就労状況を見ると、再入者は、初入者と比べて無職の者の割合が高く、有職の者の割合が低かった。

教育程度については、再入者は、初入者と比べて「中学卒業」の者の割合が高く、「高校卒業」及び「大学（在学・中退・卒業）」の者の割合が低かった。

婚姻状況については、初入者・再入者間で、統計的に有意な関連は認められなかった。

暴力団関係については、再入者は、初入者と比べて「あり」の者の割合が高かった。

2-3-4表

初入者・再入者別 属性等

属 性 等 区 分	初入者	再入者	χ^2 値	p 値
性 別				
男	354 (78.3)	376 (84.7)	6.01	.014
女	98 (21.7)	68 (15.3)		
年 齢				
29 歳 以 下	128 (28.3)	32 (7.2)	89.06	<.001
30 ～ 39 歳	120 (26.5)	94 (21.2)		
40 ～ 49 歳	96 (21.2)	144 (32.4)		
50 ～ 64 歳	66 (14.6)	125 (28.2)		
65 歳 以 上	42 (9.3)	49 (11.0)		
罪 名				
窃 盗	123 (27.2)	153 (34.5)	66.76	<.001
覚 せ い 剤 取 締 法	71 (15.7)	145 (32.7)		
傷 害 ・ 暴 行	68 (15.0)	58 (13.1)		
そ の 他	190 (42.0)	88 (19.8)		
犯行時の身上				
仮 釈 放 中	—	16 (3.8)	247.00	<.001
保護観察付執行猶予中	37 (8.3)	6 (1.4)		
単 純 執 行 猶 予 中	187 (41.8)	9 (2.1)		
そ の 他	223 (49.9)	394 (92.7)		
刑の執行猶予歴				
な し	132 (29.5)	79 (18.6)	29.06	<.001
単 純 執 行 猶 予	257 (57.5)	243 (57.2)		
保護観察付執行猶予	56 (12.5)	103 (24.2)		
保護観察付一部執行猶予	2 (0.4)	—		
保護処分歴				
な し	353 (79.3)	276 (64.9)	27.65	<.001
保 護 観 察	40 (9.0)	43 (10.1)		
児童自立支援施設等送致	2 (0.4)	3 (0.7)		
少 年 院 送 致	50 (11.2)	103 (24.2)		
就学・就労状況				
無 職	276 (61.7)	309 (70.2)	10.16	.006
有 職	167 (37.4)	131 (29.8)		
学 生	4 (0.9)	—		
教 育 程 度				
不 就 学	1 (0.2)	3 (0.7)	49.10	<.001
中 学 卒 業	116 (26.2)	187 (44.2)		
高 校 中 退	119 (26.9)	125 (29.6)		
高 校 卒 業	146 (33.0)	81 (19.1)		
大学 (在学・中退・卒業)	61 (13.8)	27 (6.4)		
婚 姻 状 況				
未 婚	184 (41.3)	155 (36.5)	4.18	.124
配 偶 者 あ り	93 (20.9)	80 (18.8)		
離 死 別	169 (37.9)	190 (44.7)		
暴 力 団 関 係				
な し	434 (97.5)	366 (86.7)	35.42	<.001
あ り	11 (2.5)	56 (13.3)		

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
2 不詳の者を除く。
3 「年齢」は、入所時の年齢による。
4 「単純執行猶予」は、保護観察の付かない執行猶予である。
5 「保護処分歴」が複数ある場合は、区分欄において下に掲げられているものに計上している。
6 「児童自立支援施設等送致」は、児童自立支援施設・児童養護施設送致である。
7 「就学・就労状況」は、犯行時の状況による。
8 「教育程度」は、犯行時における最終学歴又は就学状況である。
9 「婚姻状況」は、犯行時の状況により、内縁関係によるものを含む。
10 () 内は、初入者、再入者それぞれの総数に占める構成比である。
11 p 値は、 χ^2 検定による漸近有意確率である。

3 犯罪に関する認識

ここでは、調査対象者の犯罪に関する主観的な認識等を見ていくこととする。

なお、分析に当たり、無回答については、項目ごとに分析から除外した。また、統計的検定を行った場合には、有意水準を5%に設定し、検定結果は図表中に付記した。

(1) 犯罪原因に関する認識

2-3-5図は、今回の受刑に関する事件の原因に関する認識について、初入者・再入者別に見たものである。

まず、「① 事件を起こした原因について」の質問では、「考えたことがない」と回答した者の割合は、初入者で0.7%、再入者で3.2%と共にわずかではあったが、両者を比較すると、再入者において有意に高かった。

次に、「② 事件を起こした原因は何だと思うか」についての質問では、「ア 自分自身に原因があると思う」の回答に有意な差は認められず、初入者・再入者共に、「あてはまる」と回答した者が8割を超えた。他方、「イ 被害者に原因があると思う」については、初入者の方が、「どちらかといえばあてはまる」と回答した者の割合が高かった。また、「ウ 被害者以外の人（家族を含む）に原因があると思う」については、初入者の方が、「どちらかといえばあてはまる」と回答した者の割合が高く、「あてはまらない」と回答した者の割合が低かった。「エ 社会に原因があると思う」については、回答に有意な差は認められなかった。

続いて、「③ 原因は自分自身ではどうにもならなかったと思う」について、「あてはまる」と回答した者の割合は、初入者では13.7%であったのに対し、再入者においては23.4%と有意に高かった。

なお、この点については、2-3-5図②に示すように、初入者・再入者のいずれにおいても、自分が事件を起こした原因は被害者や社会など自分以外にあると思っている者が一定数おり、そのために自分自身ではどうにもならなかったと思うと回答した者が含まれ得る。そこで、犯罪原因に関する認識を更に詳しく検討するため、「ア 自分自身に原因があると思う」に対して「あてはまる」又は「どちらかといえばあてはまる」と回答した者に限り、「③ 原因は自分自身ではどうにもならなかったと思う」に対する回答を見ると、初入者は、「あてはまる」が13.5%（55人）であったのに対し、再入者は、「あてはまる」が23.1%（86人）であり、再入者の方が、「あてはまる」と回答した者の割合が有意に高かった。

すなわち、これらの結果からは、初入者・再入者を問わず、大多数の者が、事件を起こした

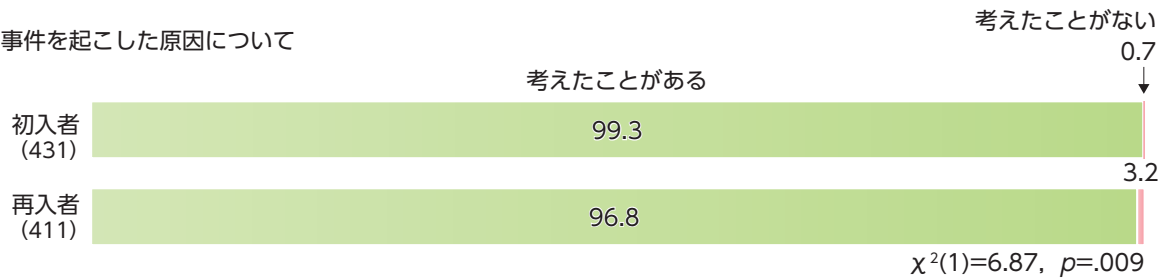
原因は自分自身にあると思っているものの、被害者や被害者以外の人、社会など、自分以外に原因があると思う者も一定程度いることが明らかになった。また、事件を起こした原因は自分自身にあると思っているにもかかわらず、その原因は自分自身ではどうにもならなかったと思っている者が再入者に多いことも明らかになった。

自分が起こした犯罪の原因について、自分ではどうにもならなかった、つまり自分ではコントロールできない問題であったと考えることは、犯罪行為や犯罪の原因に対する無力感のみならず、自分自身や社会生活全般に対する無力感や諦め、又は責任転嫁の姿勢などを背景としている可能性があり、初入者よりも再入者に、こうした認識・態度の者が多いことが示唆される。

2-3-5図

初入者・再入者別 犯罪原因に関する認識

① 事件を起こした原因について

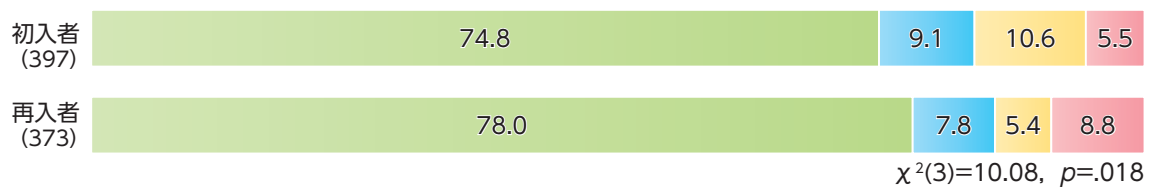


② 事件を起こした原因は何だと思うか

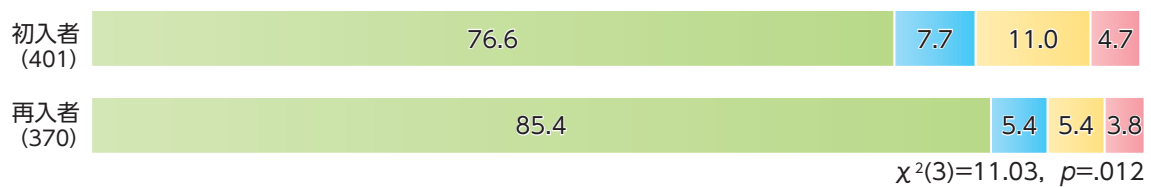
ア 自分自身に原因があると思う



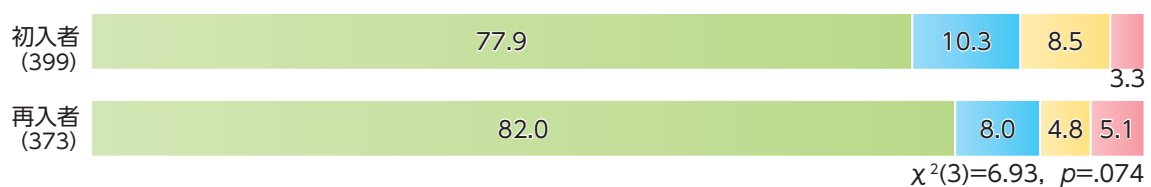
イ 被害者に原因があると思う



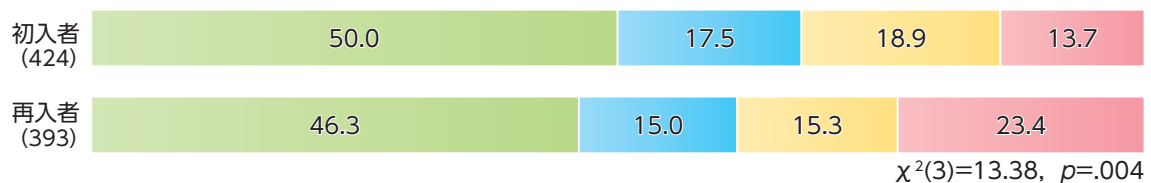
ウ 被害者以外の人（家族を含む）に原因があると思う



エ 社会に原因があると思う



③ 原因は自分自身ではどうにもならなかったと思う



■ あてはまらない ■ どちらかといえばあてはまらない ■ どちらかといえばあてはまる ■ あてはまる

注 1 法務総合研究所の調査による。
2 無回答の者を除く。
3 () 内は、実人員である。

(2) 再犯に関する認識

2-3-6図は、今後の再犯に関する認識について、初入者・再入者別に見たものである。

「① もう二度と罪を犯したくないと思っている」、「② もう二度と罪を犯さない自信がある」、「③ もともと自分がやったことは大したことではない」、「④ 今度は捕まらないように罪を犯そうと思っている」の4項目について回答を求めた。そのうち、①については、「あてはまる」と回答した者が初入者・再入者共に大多数を占め、③及び④については、「あてはまらない」と回答した者が初入者・再入者共に大多数を占めており、初入者・再入者間で有意な差は認められなかった。

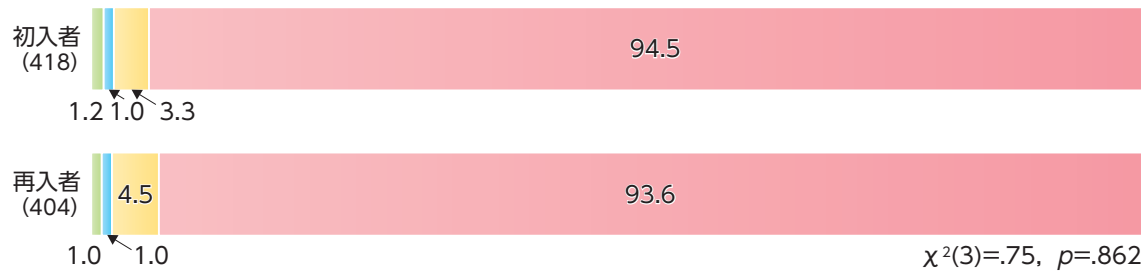
しかし、「② もう二度と罪を犯さない自信がある」については、初入者で「あてはまる」と回答した者の割合が69.9%であるのに対し、再入者では49.0%にとどまり、代わりに、「どちらかといえばあてはまる」、「どちらかといえばあてはまらない」と回答した者の割合が初入者よりも高かった。

すなわち、初入者・再入者のいずれにおいても、自分の起こした犯罪は大したことではないと思っている者や、今度は捕まらないように罪を犯そうと思っている者は少数にとどまり、大多数が、もう二度と罪を犯したくないと思っている点は同様であった。しかし、そうであるにもかかわらず、再入者は、初入者と比べて、今後犯罪をしないことについての自信が乏しい者が多い結果となった。

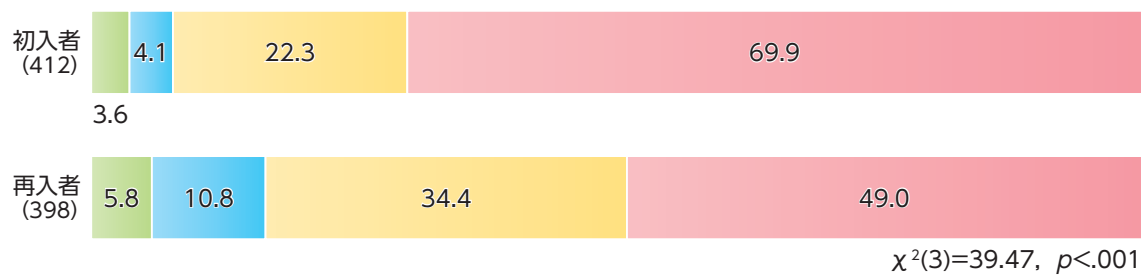
再入者は、自分が実際に犯罪を繰り返した事実があるだけに、今後は犯罪をしないという自信を持ちにくいことは当然であるが、そうした自信の乏しさは、「うまくいかないかもしれない。」、「どうせ頑張っても無駄だ。」といった諦めの気持ちや、生活全般に対する意欲の低下につながりかねない。指導に当たっては、また犯罪をするかもしれないという不安をむやみに助長するのではなく、もう二度と犯罪をしたくないという気持ちがあることを重要な手掛かりにして、その後の生活再建に対する前向きな意欲・態度を向上・維持させることが不可欠であるといえる。

2-3-6図 初入者・再入者別 再犯に関する認識

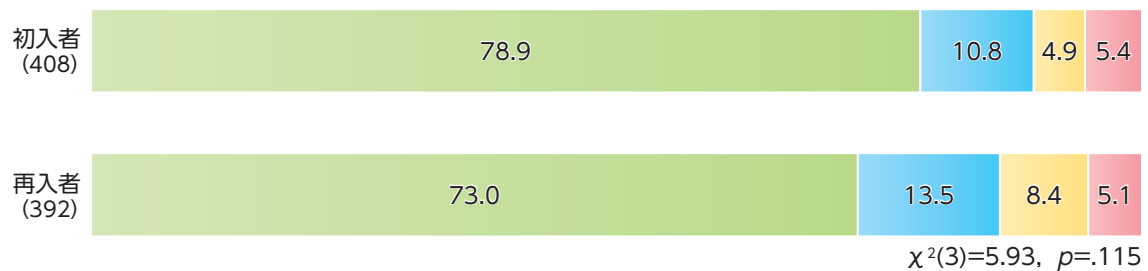
① もう二度と罪を犯したくないと思っている



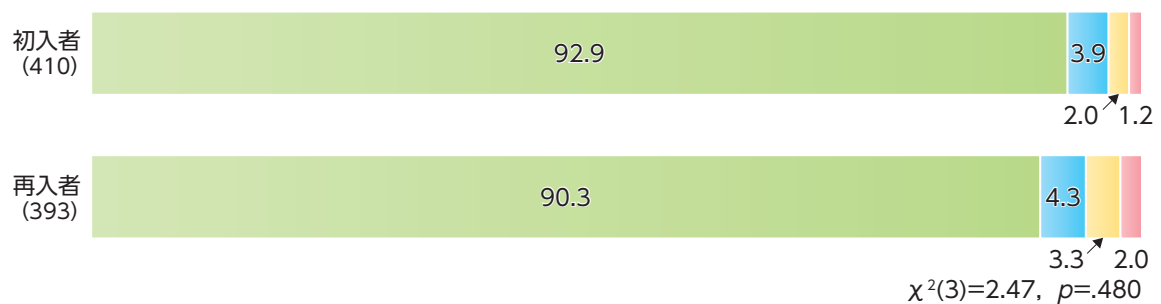
② もう二度と罪を犯さない自信がある



③ もともと自分がやったことは大したことではない



④ 今度は捕まらないように罪を犯そうと思っている



あてはまらない どちらかといえばあてはまらない どちらかといえばあてはまる あてはまる

注 1 法務総合研究所の調査による。
2 無回答の者を除く。
3 () 内は、実人員である。

(3) 再入者の再犯に関する認識

ア 2年以内再入者と2年超再入者の比較

ここまで初入者・再入者別に見てきたが、より問題性が高いと考えられる再入者に焦点を当てると、前刑による出所から短期間で再入所した者と、ある一定期間、社会生活を維持できていたのにその後に再入所に至った者とでは、再犯に関する認識等が異なる可能性がある。そこで、前刑出所後の犯罪により再入所した者で、かつ、前刑出所事由が満期釈放又は仮釈放の者のうち、前刑出所年の翌年の年末までに再入所した者（以下この章において「2年以内再入者」という。）とそれ以降に再入所した者（以下この章において「2年超再入者」という。）とを比較してみる。

調査対象者のうち、2年以内再入者は124人、2年超再入者は298人であった。再入期間の最も短い者は、前刑により出所したその年に再入所しており、再入期間の最も長い者は、前刑による出所から40年以上を経過しての再入所であった。

入所度数については、2年以内再入者では5度以上の者が46.0%（57人）と最も多くを占めたのに対し、2年超再入者では2度の者が37.2%（111人）と最も多く、有意な差が認められた（ $\chi^2(3)=15.33$, $p=.002$ ）。

入所時年齢及び前刑出所事由については、2年以内再入者・2年超再入者の別で有意な差は認められなかった。

前刑時の帰住先を、2年以内再入者・2年超再入者の別に見ると、それぞれ、父母のもとが21.3%、35.0%、配偶者のもとが8.2%、11.6%、兄弟・親族のもとが9.8%、11.6%、知人等のもとが10.7%、11.9%、更生保護施設等が24.6%、12.6%、その他が25.4%、17.3%であった。2年以内再入者は、2年超再入者と比べて、更生保護施設等の割合が有意に高いのに対し、父母のもとに帰住した者の割合が有意に低かった（ $\chi^2(5)=17.07$, $p=.004$ ）。

イ 前回入所時における再犯に関する認識

2-3-7図は、2年超再入者と2年以内再入者の別に、前回入所時のことを振り返って回答するよう求め、前回入所時における再犯に関する認識を見たものである。

「① もう二度と罪を犯したくないと思っていた」について「あてはまる」と回答した者の割合は、2年超再入者・2年以内再入者のいずれも8割程度であり、再入期間の別で有意な差は認められなかった。

続いて、上記①の質問に「あてはまる」又は「どちらかといえばあてはまる」と回答した者

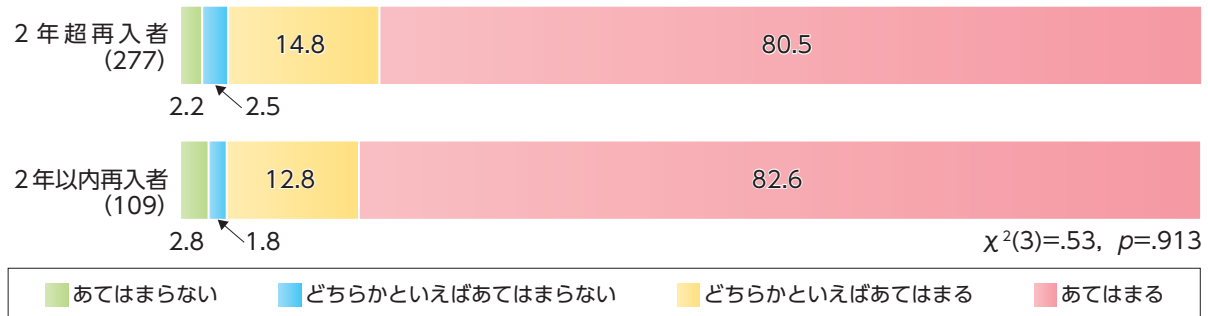
に対し、もう二度と罪を犯したくないと思った理由について、最もよくあてはまるものを一つだけ選択する方法により回答を求めた。2年超再入者・2年以内再入者共に、「自分の大事な人に迷惑をかけた」という理由を選択した者が最も多いなど、全体的な回答の傾向には再入期間の別による顕著な差は認められなかったものの、この理由を選択した者は、2年以内再入者では約3分の1にとどまるのに対し、2年超再入者では約半数に上った。

このことから、いわば周囲の人と親和的・情緒的な関係を持っていることが、例えば、犯罪をしたことに対する後悔・反省の気持ちを際立たせたり、もう二度と犯罪をしないという決意をより強固なものにしたりする方向に作用することによって、安定した社会生活を維持することにつながる可能性が考えられる。

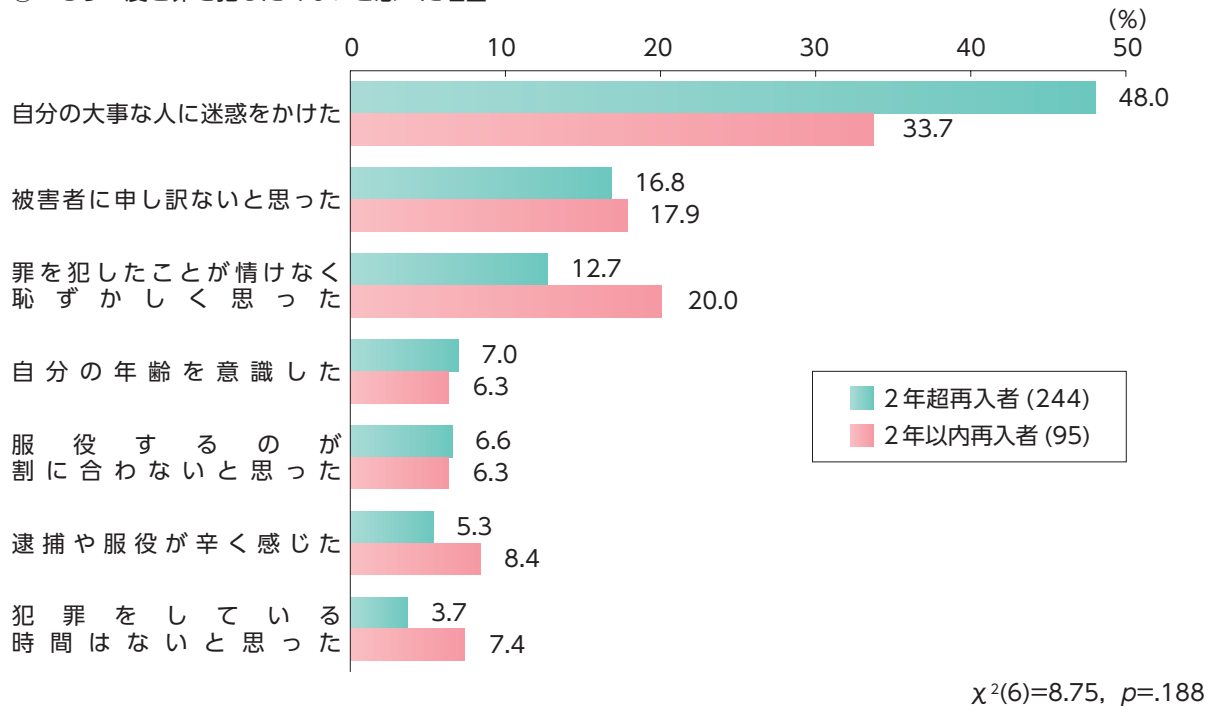
2-3-7図

再入者 前回入所時における再犯に関する認識（再入期間別）

① もう二度と罪を犯したくないと思っていた



② もう二度と罪を犯したくないと思った理由



注 1 法務総合研究所の調査による。

2 無回答の者を除く。

3 前刑出所後の犯罪により再入所した者で、かつ、前刑出所事由が満期釈放又は仮釈放の者のうち、前刑出所年の翌年の年末までに再入所した者を「2年以内再入者」、それ以降に再入所した者を「2年超再入者」としている。

4 () 内は、実人員である。

4 犯罪からの離脱

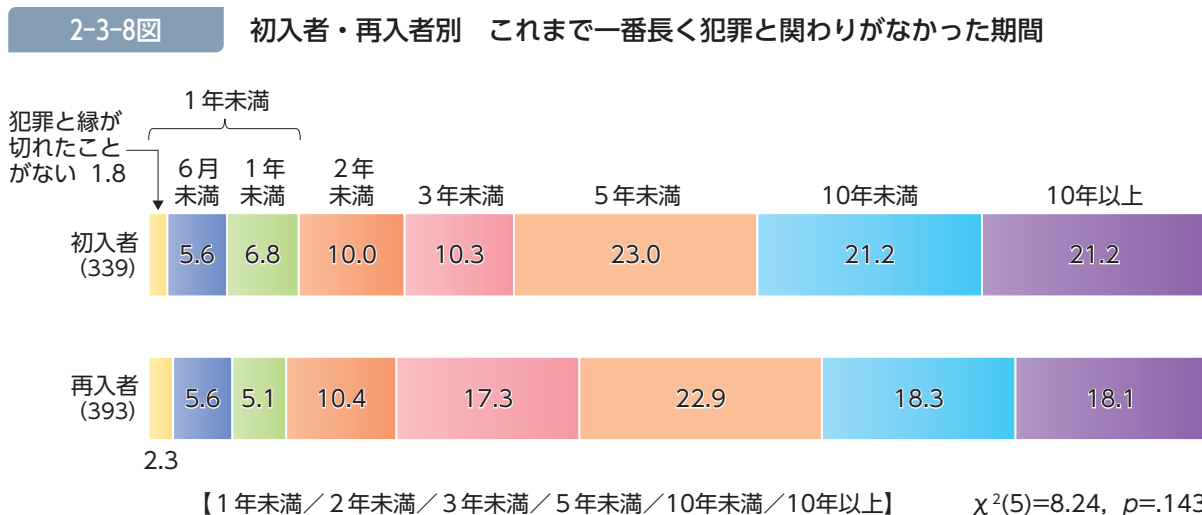
ここからは、犯罪からの離脱に関する調査対象者の主観的な認識を見ていくこととする。

(1) 離脱期間

今回刑務所に入ることとなった事件以前に、警察等に発覚したかどうかにかかわらず、見付かれば逮捕されるような罪を犯した経験の有無について回答を求めたところ、「ない」と回答した者の割合は、初入者で17.5%（76人）であった。

次に、以前罪を犯した経験がある旨を回答した者全員に対し、最初の罪から今回の受刑に関する事件を犯すまでの間で、一番長く犯罪と関わりがなかった期間（以下この章において「離脱期間」という。）の長さについて回答を求めた結果は、2-3-8図のとおりである。

初入者と再入者とを比べると、再入者で「3年未満」の者の割合が若干高いが、離脱期間の長さの全体の傾向に、初入者・再入者間での有意な差は認められなかった。



注 1 法務総合研究所の調査による。

2 無回答の者を除き、本件以前に罪（警察等に発覚したかどうかにかかわらず、見付かれば逮捕されること）を犯したことがあると回答した者に限る。

3 () 内は、実人員である。

(2) 離脱理由

ア 離脱理由の該当数及び該当率

離脱期間中に犯罪と関わりなく生活できた理由（以下この章において「離脱理由」という。）について、あてはまるものを全て選択する方法により回答を求め、初入者・再入者別に示したものが2-3-9図である。

離脱理由として設定された16項目のうち、「あてはまる」として選択された項目数は、初入者で平均5.4項目、再入者で平均4.6項目であり、初入者の方が該当数が有意に多かった ($t(685.23) = 3.48, p = .001$)。また、離脱理由を1項目しか選択しなかった者の割合は、初入者では12.9% (44人) だったのに対し、再入者では17.3% (68人) であった。

離脱理由の項目ごとに該当率を見ると、衣食住や健康といった、安定的な社会生活を最も底辺で支える基盤となり得る理由に関する項目のうち、「衣食住が安定していた」については、初入者・再入者共に該当率が高く、有意な差は認められなかったが、「お金に余裕があった」、「身体が健康だった」、「精神的に健康だった」については、初入者の方が該当率が有意に高かった。

また、対人関係に関する項目のうち、「自分を必要としてくれる人がいた」、「頼りになる人がいた」、「犯罪をして裏切りたくない人がいた」は、初入者・再入者共に該当率が高く、有意な差は認められなかったが、「犯罪に引き込むような人がいなかった」については、初入者の方が該当率が有意に高かった。

さらに、「仕事がずっとあった」については、初入者・再入者間で有意な差は認められなかったが、「仕事にやりがいがあった」、「仕事以外に熱中できるものや趣味があった」のように、日常生活におけるやりがいや楽しみに関する項目は、初入者の方が該当率が有意に高かった。

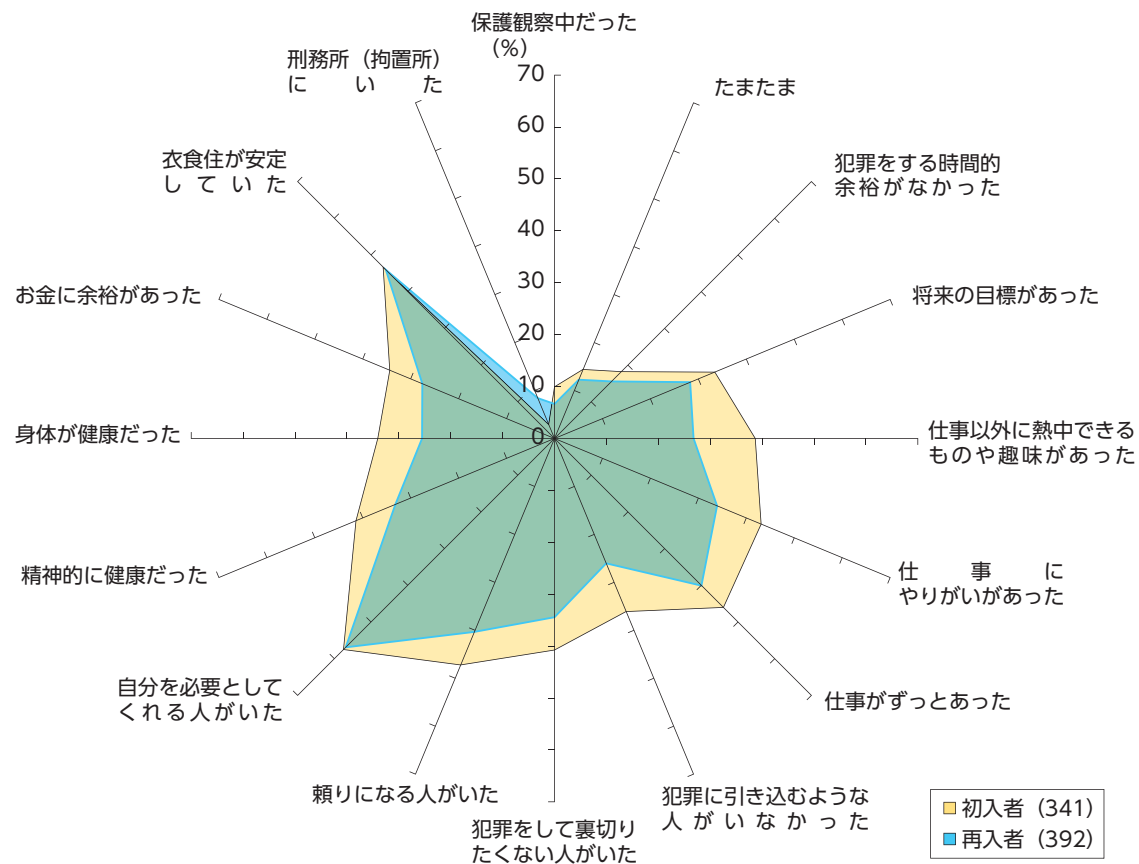
逆に、再入者の該当率が有意に高かった項目は、「刑務所（拘置所）にいた」のみであった。

これらの結果を元に、犯罪と関わりなく生活できた理由を本人らの主観的な認識を通して見ると、支えになる人がいたという点は初入者・再入者に共通していたが、その他の点については違いがあり、初入者では、①経済的余裕、身体・精神面の健康といった、安定的な社会生活を支える最低限の基盤が整っていたこと、②反社会的な交友関係がなかったこと、③仕事のやりがいや趣味など、日常生活における充実感や楽しみにつながるものを持っていたこと、④①から③までに挙げられたような望ましい事情や資源をより多く有していたことが特徴的であった。逆に、再入者については、刑事施設で身柄を拘束されていたことを、当該期間に犯罪と関わりなく生活できた理由と捉えている者がいることに特徴があった。

すなわち、初入者と再入者を比較すると、初入者は、自分が犯罪と関わりのない生活を送るための資源と考えるものをより多く持っており、その種類も、自分の生活を支える衣食住や健康、対人関係のほか、仕事のやりがい、趣味といった生活を豊かにするものまで様々で、これらを活用することが比較的容易である。それに対して、再入者は、こうした資源を十分に持っていない者が多いことがうかがえる。

2-3-9図

初入者・再入者別 犯罪と関わりなく生活できた理由



項 目	初 入 者 該当率 (%)	再 入 者 該当率 (%)	χ^2 値	p 値
保護観察中だった	10.0	6.6	2.70	.100
刑務所（拘置所）にいた	2.9	8.4	9.94	.002
衣食住が安定していた	46.6	45.9	0.04	.848
お金に余裕があった	34.3	27.6	3.92	.048
身体が健康だった	34.0	25.5	6.35	.012
精神的に健康だった	41.3	33.2	5.24	.022
自分を必要としてくれる人がいた	57.5	56.9	0.03	.872
頼りになる人がいた	47.2	40.3	3.54	.060
犯罪をして裏切りたくない人がいた	40.8	34.4	3.12	.078
犯罪に引き込むような人がいなかった	36.1	26.0	8.66	.003
仕事がずっとあった	46.0	40.1	2.67	.102
仕事にやりがいがあった	43.1	33.9	6.51	.011
仕事以外に熱中できるものや趣味があった	38.7	26.8	11.85	.001
将来の目標があった	33.4	28.3	2.24	.134
犯罪をする時間的余裕がなかった	18.2	15.6	0.90	.344
たまたま	14.4	12.2	0.72	.397

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 無回答の者を除く。
 3 初入者又は再入者のうち、各項目に該当すると回答した者の比率を示している。
 4 p 値は、 χ^2 検定による漸近有意確率である。
 5 () 内は、実人員である。

イ 離脱理由と再犯に関する認識

次に、あてはまるとされた離脱理由の中で、最も影響が大きかったものを一つだけ選択するよう求め、その回答をカテゴリーごとにまとめた結果を、初入者・再入者別に示したものが2-3-10図①である。

初入者・再入者共に、衣食住、健康、対人関係、仕事といった様々な離脱理由が一定割合ずつ見られるが、再入者は、初入者と比べ、「熱中できるもの・将来の目標あり」の割合が有意に低かった。

続いて、2-3-10図②は、最も影響が大きかった離脱理由と今後の再犯に関する認識について示したものである。

「ア 釈放後、この離脱理由を自分で努力して手に入れることができれば、犯罪をしない」について、「あてはまる」と回答した者の割合は、初入者で8割強、再入者で7割強であり、再入者の方が有意に低く、「どちらかといえばあてはまる」又は「どちらかといえばあてはまらない」と回答した者の割合は、再入者で有意に高かった。

「イ 釈放後、この離脱理由を誰かが与えたり準備してくれたりすれば、犯罪をしない」については、「あてはまる」と回答した者の割合は、初入者で6割強、再入者で5割強であり、再入者の方が有意に低く、「どちらかといえばあてはまる」又は「どちらかといえばあてはまらない」と回答した者の割合は、再入者で有意に高かった。

「ウ 釈放後、この離脱理由があったとしても、犯罪をするかもしれない」については、「あてはまる」と回答した者は、初入者・再入者共にわずかずついるが、「あてはまらない」と回答した者の割合は初入者で9割弱、再入者で7割強であり、再入者の方が有意に低く、「どちらかといえばあてはまらない」又は「どちらかといえばあてはまる」と回答した者の割合は、再入者で有意に高かった。

これらの結果から分かることは、まず、犯罪からの離脱に大きな影響を与える理由・資源は人によって様々であるが、初入者と再入者とを比べると、熱中できるものや将来の目標があることが離脱に大きく影響したと考える者が、初入者に多く見られるという点である。また、初入者は、離脱理由を自力で手に入れるか、周囲から与えられるかを問わず、かつて自身の犯罪からの離脱に大きく影響した理由が今後も備われば、再犯をしないと考えている者の割合が高いのに比べ、再入者は、たとえ今後その離脱理由が備わったとしても、再び犯罪をしてしまうことへの不安がある者の割合が初入者よりも高いという点も明らかになった。

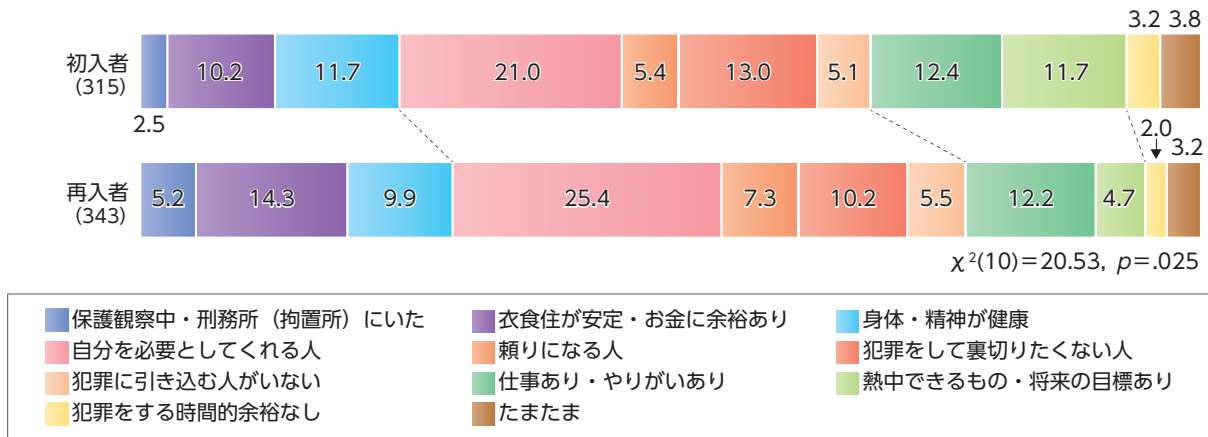
したがって、再犯防止のための指導・支援に当たっては、本人の置かれている状況や離脱に

つながる要因等が様々であることから、それらを個別に考慮する必要がある点に加えて、再入者の場合には、たとえ犯罪からの離脱に役立つような要因・資源があったとしても、再び犯罪をしてしまうことへの不安を抱きやすい点に留意しなければならない。犯罪からの離脱に役立つような要因・資源を得させたり、与えたりするだけでは十分とはいえず、それらを糧にして、犯罪をしない生活を維持しようとする前向きな意欲・態度を強化するとともに、自分が犯罪と関わりのない生活を送っていけるという肯定的なイメージや希望を持てるよう働き掛ける必要がある。このようにして、再犯に対する不安を軽減させ、犯罪からの離脱を加速させることが求められる。

2-3-10図

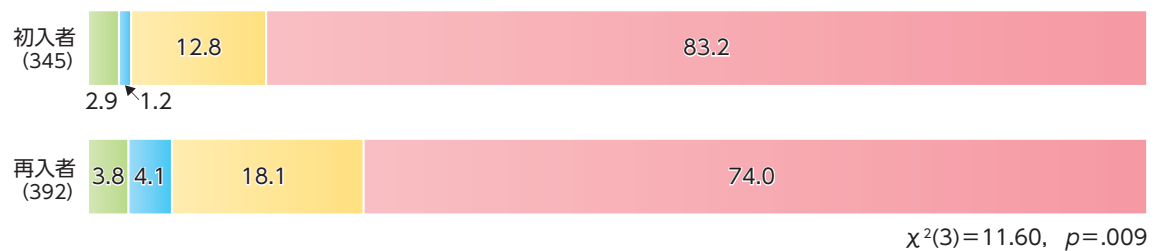
初入者・再入者別 犯罪と関わりなく生活できた理由と再犯

① 犯罪と関わりなく生活できた理由のうち、最も影響が大きかったもの

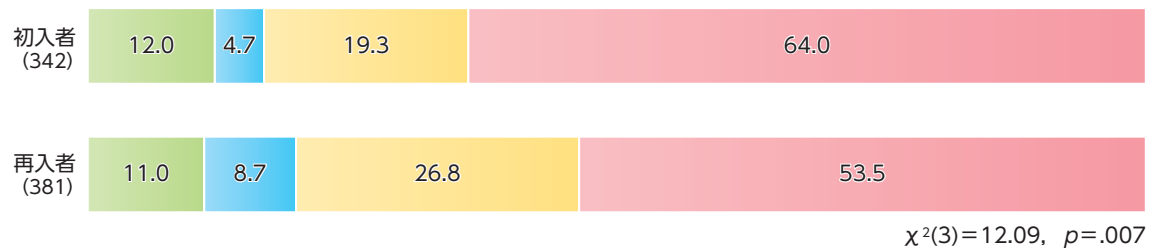


② 犯罪と関わりなく生活できた理由のうち、最も影響が大きかったものについて

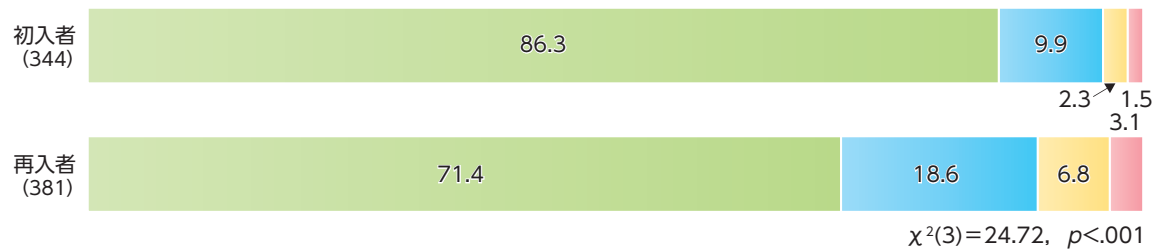
ア 釈放後、この理由を自分で努力して手に入れることができれば、犯罪をしない



イ 釈放後、この理由を誰かが与えたり準備してくれたりすれば、犯罪をしない



ウ 釈放後、この理由があったとしても、犯罪をするかもしれない



あてはまらない どちらかといえばあてはまらない どちらかといえばあてはまる あてはまる

注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 無回答の者を除く。
 3 () 内は、実人員である。

(3) 再入者の離脱理由

次に、より問題性が高いと考えられる再入者のうち、犯罪からの離脱期間が10年以上の者(71人)と、2年未満の者(92人)の2群を取り上げ、離脱期間の長短と離脱理由との関係等を見ることとする。

この2群を比較すると、入所度数については、離脱期間10年以上の群では2度の者が39.4%(28人)と最も多くを占めたのに対し、2年未満の群では5度以上の者が50.0%(46人)と最も多く、有意な差が認められた($\chi^2(3)=12.95$, $p=.005$)。

また、入所時年齢は、全体として有意な差は認められなかったが、離脱期間10年以上の群では29歳以下の者の割合が1.4%(1人)であったのに対し、2年未満の群では、12.0%(11人)とやや高い傾向が見られた($\chi^2(3)=8.04$, $p=.09$)。

ア 離脱理由の該当数及び該当率

2-3-11図は、上記2群について、犯罪からの離脱理由を見たものである。

あてはまるとして選択された項目数は、離脱期間10年以上の群では平均5.3項目、2年未満の群では平均4.5項目であり、統計的に有意な差は認められなかった($t(156)=-1.48$, $p=.142$)。また、離脱理由を1項目しか選択しなかった者の割合は、離脱期間10年以上の群では12.9%(9人)であったのに対し、2年未満の群では23.9%(21人)であった。

離脱理由の項目ごとに該当率を見ると、離脱期間10年以上・2年未満のいずれの群でも該当率が高いのは、「衣食住が安定していた」、「自分を必要としてくれる人がいた」、「頼りになる人がいた」などの項目であり、2群間で有意な差は認められなかった。他方、離脱期間10年以上の群で該当率が有意に高いのは、「犯罪に引き込むような人がいなかった」、「仕事がずっとあった」、「仕事以外に熱中できるものや趣味があった」の3項目であり、離脱期間2年未満の群で該当率が有意に高いのは、「保護観察中だった」、「たまたま」の2項目であった。

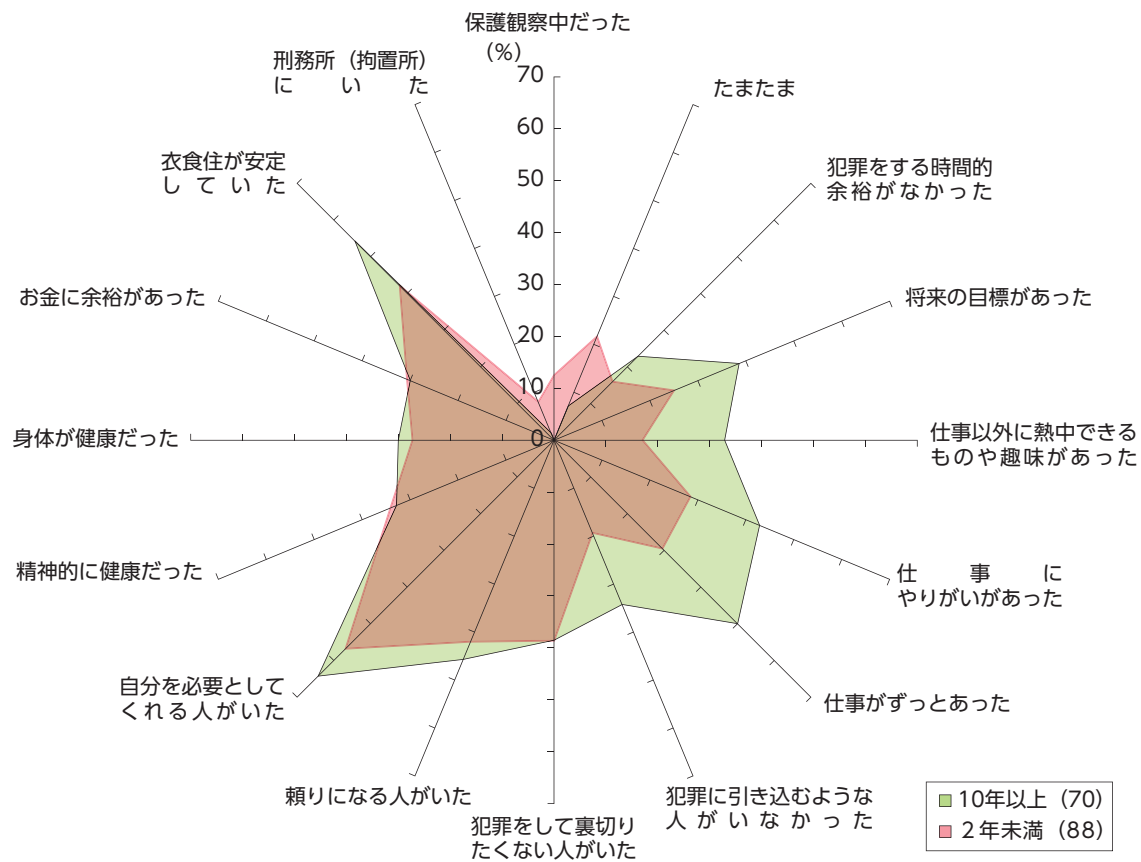
すなわち、離脱期間10年以上の群では、①反社会的な交友関係がなかったこと、②就労を継続していたこと、③熱中できるものや趣味といった、日常生活における充実感や楽しみにつながるものを持っていたことが特徴的であったのに対し、離脱期間2年未満の群では、公的な指導・監督下にあったこと、又は偶然により、犯罪と関わりなく生活できたと回答した者がいることが特徴的であった。

この結果は、先に2-3-9図で見た初入者・再入者別の特徴と似通っており、再入者の中でも犯罪からの離脱期間の長い者は、犯罪と関わりのない生活を送るために、衣食住や対人関係のみ

ならず、就労の継続や趣味といった、生活に張り合いを持たせ豊かにするような要因が役立ったと考えているのに対し、離脱期間の短い者では、そうした傾向が見られにくいことがうかがえる。

2-3-11図

再入者 犯罪と関わりなく生活できた理由（期間別）



項 目	10 年 以 上 該 当 率 (%)	2 年 未 満 該 当 率 (%)	χ^2 値	p 値
保護観察中だった	—	12.5	9.40	.002
刑務所（拘置所）にいた	1.4	8.0	3.45	.063
衣食住が安定していた	54.3	42.0	2.34	.126
お金に余裕があった	30.0	30.7	0.01	.926
身体が健康だった	30.0	27.3	0.14	.706
精神的に健康だった	32.9	34.1	0.03	.870
自分を必要としてくれる人がいた	64.3	56.8	0.91	.341
頼りになる人がいた	45.7	42.0	0.21	.644
犯罪をして裏切りたくない人がいた	38.6	38.6	0.00	.993
犯罪に引き込むような人がいなかった	34.3	19.3	4.55	.033
仕事がずっとあった	50.0	29.5	6.88	.009
仕事にやりがいがあった	42.9	28.4	3.59	.058
仕事以外に熱中できるものや趣味があった	32.9	17.0	5.34	.021
将来の目標があった	38.6	25.0	3.36	.067
犯罪をする時間的余裕がなかった	22.9	15.9	1.22	.269
たまたま	7.1	21.6	6.32	.012

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 無回答の者を除く。
 3 犯罪と関わりがなかった期間が10年以上又は2年未満の者のうち、各項目に該当すると回答した者の比率を示している。
 4 p 値は、 χ^2 検定による漸近有意確率である。
 5 () 内は、実人員である。

イ 離脱理由と再犯に関する認識

2-3-12図①は、あてはまるとされた離脱理由の中で、最も影響が大きかったものを一つだけ選択するよう求め、その回答をカテゴリーごとにまとめた結果を、上記2群について示したものである。

離脱期間の長短にかかわらず、様々な離脱理由が選択されている点は、2-3-10図①と同様であった。離脱期間10年以上の群は、2年未満の群と比較すると、「犯罪をする時間的余裕なし」を選択した者が一定数いたが、全体的な傾向には、有意な差は認められなかった。

続いて、2-3-12図②は、最も影響が大きかった離脱理由と今後の再犯に関する認識について示したものである。

「ア 釈放後、この離脱理由を自分で努力して手に入れることができれば、犯罪をしない」について、「あてはまる」と回答した者は、離脱期間10年以上の群では約8割、2年未満の群では約6割であり、2年未満の群の方が、「あてはまる」と回答した者の割合が有意に低く、「あてはまらない」と回答した者の割合が有意に高かった。

また、「イ 釈放後、この離脱理由を誰かが与えたり準備してくれたりすれば、犯罪をしない」については、「あてはまる」と回答した者の割合は、離脱期間10年以上の群で6割弱、2年未満の群で5割強であり、2群間で有意な差は認められなかった。

「ウ 釈放後、この離脱理由があったとしても、犯罪をするかもしれない」については、「あてはまらない」と回答した者の割合は、離脱期間10年以上の群で8割強、2年未満の群で6割であり、2年未満の群の方が有意に低く、「あてはまる」又は「どちらかといえばあてはまる」と回答した者の割合は、2年未満の群で有意に高かった。

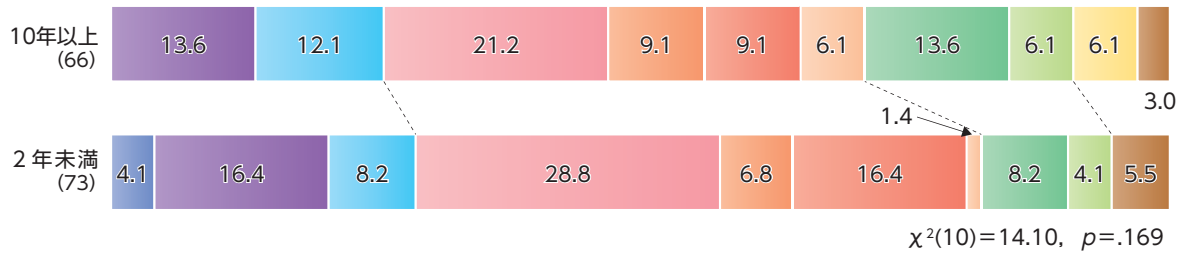
すなわち、離脱期間10年以上の群は、離脱理由を自力で手に入れられれば、今後は再犯をしないと考えている者の割合が高いのに比べ、2年未満の群は、たとえ今後離脱理由が備わったとしても、再び犯罪をしてしまうことへの不安がある者の割合が10年以上の群よりも高かった。

この結果は、先に2-3-10図②で見た初入者・再入者別の特徴にも通じるもので、再入者の中でも特に犯罪からの離脱期間の長い者は、初入者に比較的近い傾向があり、離脱理由を自力で手に入れることによって、今後は再犯をしないという決意や自信を明確に持つことができている。それに対し、離脱期間の短い者は、今後再犯をしてしまうことへの不安をより強く抱きやすいことから、この不安を軽減させ、犯罪と関わりのない生活を送ることに対する意欲と希望を持たせることが特に重要である。

2-3-12図

再入者 犯罪と関わりなく生活できた理由と再犯（期間別）

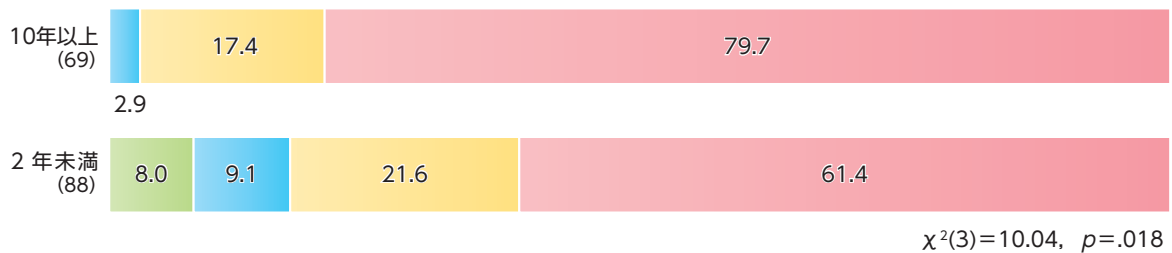
① 犯罪と関わりなく生活できた理由のうち、最も影響が大きかったもの



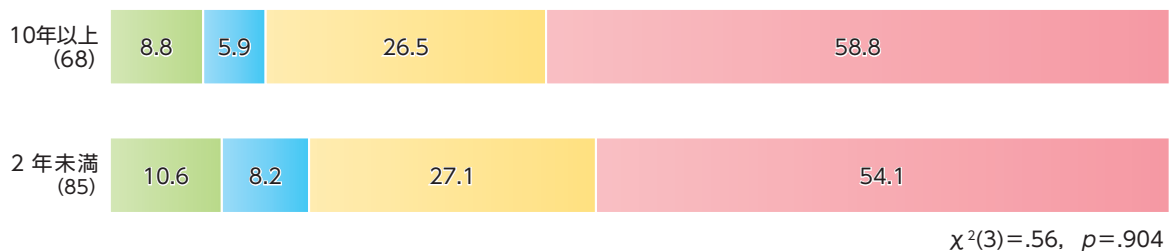
■ 保護観察中・刑務所（拘置所）にいた ■ 衣食住が安定・お金に余裕あり ■ 身体・精神が健康
 ■ 自分を必要としてくれる人 ■ 頼りになる人 ■ 犯罪をして裏切りたくない人
 ■ 犯罪に引き込む人がいない ■ 仕事あり・やりがいあり ■ 熱中できるもの・将来の目標あり
 ■ 犯罪をする時間的余裕なし ■ たまたま

② 犯罪と関わりなく生活できた理由のうち、最も影響が大きかったものについて

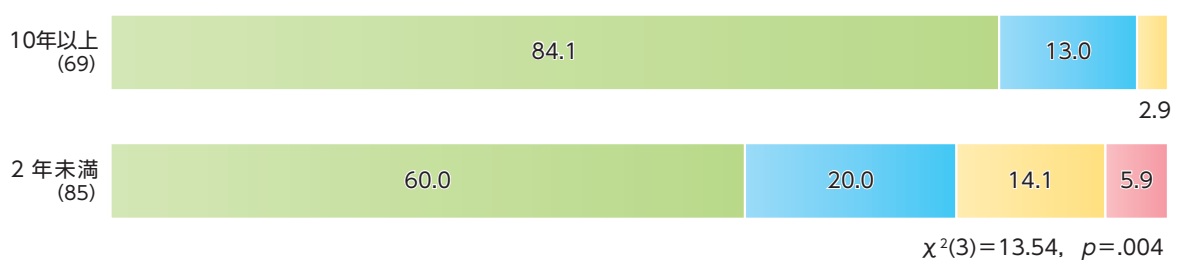
ア 釈放後、この理由を自分で努力して手に入れることができれば、犯罪をしない



イ 釈放後、この理由を誰かが与えたり準備してくれたりすれば、犯罪をしない



ウ 釈放後、この理由があったとしても、犯罪をするかもしれない



■ あてはまらない ■ どちらかといえばあてはまらない ■ どちらかといえばあてはまる ■ あてはまる

注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 無回答の者を除く。
 3 () 内は、実人員である。

第4節 考察

1 調査結果から見た再入者

今回の調査対象者は、初入者と再入者が約半数ずつを占めていたところ、その属性等を見ると、入所度数が多くなるほど、入所時年齢が高い者や無職の者の割合が上昇していた。また、再入者は、初入者と比べて、保護処分歴がある者、保護観察付執行猶予歴がある者、教育程度が中学卒業の者、暴力団関係のある者の割合が高かった。再入者の罪名については、窃盗及び覚せい剤取締法違反により集中していた。

再入者が犯罪を重ね、刑事施設への入所等を繰り返し、社会生活における空白期間が生じる過程において、年齢が高くなる、職を失うなどの状況に至り、そうした中で社会に戻っても生活が容易には立ち行かず、再び犯罪に手を染めるなどして、安定した社会生活からますます遠ざかるという悪循環に陥りやすくなることは想像に難くない。そうなるからでは、犯罪からの立ち直りには相当の困難が見込まれることから、犯罪者の処遇に当たる刑事施設や保護観察所においては、対象者への介入・援助を適時に行い、問題性に応じたきめ細かな指導・支援を実施することにより、犯罪から離脱させることが不可欠である。次項において、調査結果を踏まえた具体的な指導上の留意点について考察する。

2 初入者・再入者の意識から見える指導上の留意点

(1) 問題に主体的に取り組む意欲を持たせること

「犯罪原因に関する認識 (2-3-5図)」からは、自分が起こした犯罪やその原因について、自己の非を認めていたとしても、「自分自身ではどうにもならなかった」と思っている者が、初入者よりも再入者に多いことが明らかになった。犯罪の原因について自分ではコントロール不能であったと捉えることは、結局は自分が犯罪に至った根本的な問題に向き合っていないことに外ならず、後悔にはつながっても具体的な問題の改善にはつながりにくい。そこで、犯罪に結び付く問題には自分でコントロールできる部分があるのではないかと、犯罪からの離脱のために自分自身で何ができるのかということについて考えさせ、自分の責任において問題を解決していかうとする主体的な姿勢や前向きな意欲を持たせる必要がある。

例えば、刑事施設においては、一般改善指導・特別改善指導等を通じて、受刑者に対し、自分が起こした犯罪について向き合わせ、二度と犯罪をしないためにどうすればよいか、自分にできることを掘り下げて考えさせることが重要である。自分で考えを深めることができにくい

受刑者に対しては、刑事施設職員が、可能な限り個別的又は体系的な働き掛けを行って理解を助けた上、問題解決に向けて行動する意欲の向上につなげていくことも必要である。また、刑事施設出所後の保護観察においては、保護観察対象者に、実際の社会生活の中でルールや約束を守らせたり、自分で決めたことを実行する経験を積ませたりするとともに、保護観察官や保護司が、その生活ぶりの良い部分と好ましくない部分を伝えたり励ましたりすることなどによって、自分なりにやっ払いこうとする前向きな意欲を持続させることが大切である。

(2) 周囲との良好な対人関係を構築・維持させること

「前回入所時における再犯に関する認識 (2-3-7図)」からは、周囲の人との親和的・情緒的な関係が、犯罪から距離を置き、安定した社会生活を維持することにつながる重要な要素の一つであることが示唆された。また、「犯罪と関わりなく生活できた理由 (2-3-9図・2-3-11図)」で示されたように、過去に犯罪と関わりなく生活できた理由として、周囲との良好な対人関係があったことを挙げた者は、初入者・再入者共に多かった。

これらのことから、周囲との対人関係は、犯罪からの離脱に大きく影響するものと考えられる。したがって、例えば、刑事施設においては、改善指導のほか、家族等との面会や信書の発受等の機会を捉えて、身近な対人関係に目を向けさせ、他者の思いや、他者との関係の中で自分が果たすべき役割を十分に理解・認識させたり、関係を良好に構築・維持するための具体的方法を学ばせたりすることが重要である。また、保護観察の指導においても、身近な人との関わり方などを取り上げ、周囲とのトラブルが生じていないか把握したり、良好な関係を保てるよう助言を行ったりすることが欠かせない。こうした指導を通じて、周囲との対人交流が円滑化・活発化すれば、そうした対人関係が犯罪の歯止めとしても有効に働く可能性がある。

さらに、再入者の前刑時の帰住先を見ると、特に2年以内再入者は、2年超再入者と比べて、更生保護施設等に帰住した者の割合が高く、父母のもとに帰住した者の割合が低かったことから、一般的に自分にとって「大事な人」となり得る家族など、身近で頼れる人との関係を維持できている者がそもそも少ないことも明らかになった。上述したように、周囲の人との親和的・情緒的な関係が犯罪抑止の方向に作用することが示唆される一方で、そうした関係を持っていない、又は持ちにくい場合には、どういう方策が採れるかを考えておくことも欠かせない。例えば、家族・親族との関係修復に困難があったとしても、雇用主や職場の同僚との交流を深めさせる、地域社会の中で趣味やボランティアといった活動の仲間を持てるよう支援するなどの方法も考えられることから、特に保護観察の指導においては、対象者が身の回りの人との交

流を積極的に広げ、円滑な関係を築けるよう促すことが重要である。

なお、上記（１）で触れたような自分の問題と向き合う作業は相当な困難を伴うものであることから、適切に行うためには、それを近くで適切に導いてくれる指導者や、支えてくれる支援者・仲間がいることが重要である。刑事施設職員や保護観察官、保護司には、自分たちが良き指導者となるだけでなく、対象者が、支えとなる家族や、職場・地域の仲間といった存在を継続的に得られるよう支援することも求められる。

（３） 犯罪と関わりのない生活を送るための多様な資源を持たせること

犯罪と関わりのない生活を送るためには、上記（２）で述べたように、周囲との良好な対人関係が重要な要素となり得るが、「犯罪と関わりなく生活できた理由（2-3-9図・2-3-11図）」で見たように、初入者はそれだけにとどまらず、犯罪と関わりのない生活を送る上での資源をより多く有している者が多かった。特に、①経済的余裕、身体・精神面の健康など、安定的な社会生活を支える最低限の基盤が整っていたこと、②反社会的な交友関係がなかったこと、③日常生活における充実感や楽しみにつながるものを持っていたことといった理由・資源が多いことが特徴的であった。

また、再入者の中で比べると、長期にわたって犯罪から離脱していた期間のある者の方が、①反社会的な交友関係がなかったこと、②就労を継続していたこと、③日常生活における充実感や楽しみにつながるものを持っていたことといった理由・資源を有している者が多いことが特徴的であった。

これに対し、再入者、取り分け短期間のうちに犯罪を繰り返している者は、こうした資源を十分に持っていないことが示唆された。

犯罪と関わりのない生活を送る上で役に立つ資源は、日常生活を安定的に維持するための支えとなるだけでなく、困難に直面した際の安全弁としても機能し得ることから、再入者であってもなるべく多く保有し、状況に応じて活用できるようにしておくことが望ましい。特に、先に挙げたような多様な資源の中でも、反社会的な交友関係を持たないことや、日常生活におけるやりがい、充実感、楽しみなどを維持することに配慮する必要がある。したがって、刑事施設においては、規則正しい生活の中で受刑者に健康な心身を培わせることや、作業に地道に取り組む経験等を通じて、仕事におけるやりがいや充実感を得られるよう支援することなどに留意すべきである。また、保護観察の指導においては、住居や就労を確保できるよう支援するのみならず、交友関係や仕事のやりがい、趣味なども、生活に張り合いを持たせ、犯罪からの離

脱につながる要因となることを保護観察対象者に認識させ、日常生活の中で充実感を得られるよう助言することが重要である。

(4) 実体験に裏打ちされた自信を持たせること

「再犯に関する認識 (2-3-6図)」で見たように、再入者は、もう二度と犯罪をしたくないという思いを持っている一方で、初入者と比べると、今後自分が犯罪をしないことについての自信が乏しい者が多かった。

また、「犯罪と関わりなく生活できた理由と再犯 (2-3-10図・2-3-12図)」からは、初入者や、再入者の中でも長期にわたって犯罪から離脱していた期間がある者は、犯罪からの離脱につながる要因を得ることによって、今後は再犯をしないという決意や自信を明確に持つことができるのに対し、再入者、特に短期間のうちに犯罪を繰り返している者は、たとえ犯罪からの離脱につながる要因があったとしても、再び犯罪をしてしまうことへの不安を抱きやすいということが見いだされた。

すなわち、特に再入者に対しては、犯罪からの離脱に役立つような資源を単に補足又は回復させるだけではなく、本人自身の意識や考え方といった内面にも十分に働き掛け、犯罪と関わりのない生活を送っていけるという自信を高めさせることも重要であるといえる。

したがって、刑事施設や保護観察所における指導・支援に当たっては、対象者に、今後また犯罪をするかもしれないという不安をむやみに抱かせるのではなく、かつ、自分に対する過信から再犯の危険性を放置することもないよう、再犯に至らないための具体的な知識や方法を学ばせ、地に足の着いた堅実な生活の実践につなげていく必要がある。例えば、自分にとって再犯の危険性が高まる場面を想定させ、そうした場面をなるべく回避できる行動様式や、やむを得ず遭遇してしまった場合の対処方法等を身に付けさせることにより、自分で問題に対処できるという自信を高めさせることなども有効である。また、上述したような犯罪からの離脱に役立つような資源を多く得られるよう導いたり、困難や不安が生じても周囲の支えや助けを求めながら乗り越えていく経験を持たせたりすることも重要である。たとえ過去に犯罪を繰り返していたとしても、もう二度と犯罪をしたくないという気持ちがあることを手掛かりにして、今後再犯をしないために自分の問題を理解し、できることを地道に積み重ね、自分なりに対処していけるという経験と実績に裏打ちされた自信を持たせることが、安定した生活の維持に役立つと考えられる。

3 再犯防止に向けた適切な指導・支援のために

これまで見てきたように、受刑者の犯罪に関する認識や、犯罪からの離脱に大きな影響を与える理由・事情は様々であるが、特に再入者については、犯罪と関わりのない生活を送ることに対する前向きな意欲や自信、肯定的な自己イメージ、周囲の支え、生活再建の具体的な方法・資源などを得られにくい状況にあることがうかがえる。

再犯防止に向けた指導・支援を行うに当たっては、まず、現状に対する受刑者の認識や態度等をも含めた問題性の評価を総合的に行うとともに、個別のニーズや置かれている状況、現在得られている社会的資源、今後得られそうなサポートなどに関してきめ細かく把握することが欠かせない。その上で、犯罪からの離脱や生活再建に対する前向きな意欲・希望、自信などを持たせ、健全な社会生活を送ることに対する受刑者の動機付けを高めさせることにも、十分に配慮する必要がある。犯罪から離脱するための環境を整えることはもとより、受刑者の内面の変化を促すことも、一朝一夕にはできないが、刑事施設職員は、こうした視点を持って根気強く受刑者への働き掛けを行うことが求められている。受刑者が刑務所を出所した後の保護観察の指導においては、犯罪から離脱するために学んだことや身に付けたことを実際の社会生活の中で実践させながら、地域社会になじみ、その一員として生活できるよう支援する視点が欠かせない。対象者や居住地域の実情をよく知っている存在である保護司等による活動も効果的であろう。

第3章 再犯率に関する国際的な動向

本章では、第1節で各国の統計上における再犯の定義等に触れた上で、第2節で英国^(※1)、米国、韓国、ニュージーランドの状況を紹介する。

第1節 各国の統計上における再犯の定義

1 各国の統計上における再犯の定義

米国の連邦司法省研究所（National Institute of Justice）によれば、再犯（Recidivism）とは、刑事司法の根幹をなす概念の一つであり、刑事司法上の何らかの処分（有罪判決等）を受けたことのある者が、別の犯罪行動を引き起こすこと（Relapse）をいう^(※2)。そして、これらの者が、処分を受けてから一定期間内にどの程度再犯したかを見る統計上の指標として用いられるのが一般的に「再犯率（Recidivism Rate/Re-offending Rate）」と呼ばれるものである。

当研究部の調べ^(※3)によれば、デンマーク、英国、フランス、ドイツ、アイルランド、オランダ、ノルウェー、スウェーデン、米国、カナダ、韓国、タイ、シンガポール、オーストラリア、ニュージーランド等で、再犯率を公表していることが確認された。このうち、英国、米国、韓国、ニュージーランドの再犯率の状況について、次節で紹介する^(※4)。

他方で、その算出方法は、再犯をどういう指標で捉えるかで異なる。当研究部の調べによれば、ヨーロッパ、オセアニア圏の統計では「裁判所による再処分（Re-conviction）」を再犯の指標とする傾向がみられる。米国では連邦の統計では「警察等による再逮捕（Re-arrest）」を再犯の指標としているが、州によっては「裁判所による再処分」や「刑務所等への再入所（Re-imprisonment）」が用いられる場合もあり、統一化されていない。日本を含めたアジア圏の統

（※1） 本章ではイングランド及びウェールズをいう。

（※2） <https://www.nij.gov/topics/corrections/recidivism/pages/welcome.aspx>

（※3） 世界各国の犯罪情勢に係る統合的なデータベースとして、国際連合薬物・犯罪事務所（UNODC: United Nations Office on Drugs and Crime）による犯罪情勢等に関する調査（UN-CTS: United Nations Survey of Crime Trends and Operations of Criminal Justice Systems）があるが、この中で再犯率に係る項目はない。

（※4） 日本においては、毎年、犯罪白書で「刑事施設への再入所」の状況を公表しているので、そちらを参照されたい。

計では「刑務所等への再入所」を再犯の指標とする傾向がみられる。また、再犯の追跡対象となる母集団や再犯の追跡期間も各国によって異なっている。

2 各国の再犯率を読み解く上での留意点

各国の再犯率として公表されている数字について、必ずしも再犯の実態を正確に表しているとは限らない点に留意する必要がある。例えば、英国司法省（Ministry of Justice）は、犯罪に係る公式記録は一般的に警察や裁判所から得られるが、発覚し処分を受ける犯罪はごく一部であり、また、全てのデータが単一のシステムに記録されるわけではないことから、再犯の実態が過少評価される可能性があると指摘する。また、ニュージーランド矯正庁（Department of Corrections）の首席研究アドバイザーのルッキエンらによれば、再犯率は、任意の期間内に再度の有罪判決や再入所があったかどうかを示すのみで、犯罪行為の全体量の増減及び再犯の深刻度（Seriousness）が分からないと指摘する。同氏らは、再犯率の国際比較をする上で次の点に留意すべきとしている。

- 1 検挙率が低いと再犯率が見かけ上少なくなる。
- 2 再犯の追跡期間の長さ、追跡期間の開始時点をいつと定めるか、さらには、再犯の時点を言渡し（Sentence）の日とするか行為（Offence）の日とするかが異なる。
- 3 連邦と州が別のデータベースを持っている国では、一元的な把握ができていない（米国、カナダ）。
- 4 判決前のダイバージョン（Diversion）をどう運用しているかにより数字が左右される。
- 5 交通違反の有罪判決を含めるか否かが異なる（ニュージーランドは含めている。）。

第2節 諸外国における再犯率の状況

1 英国

ヨーロッパ圏においては「裁判所による再処分」を再犯の指標とする傾向があると先に述べたが、英国では警察段階における処分も再犯として含めている。また、再犯の追跡対象となる母集団の範囲も広く、成人については、所定の3月間に拘禁刑を解かれた者や非拘禁刑を受けた者のみならず、警察において単純注意処分（Caution）を受けた者も含めている。再犯の追跡期間も裁判所の審理期間等を考慮した運用がなされており、統計上のそれは1年間とされているが、期間経過後の6月間で何らかの処分がなされた場合は再犯として計上する運用となっている。

3-2-1図は、英国の成人の1年以内再処分率の推移をまとめたものであり、20%台後半から30%となっている^(※5)。

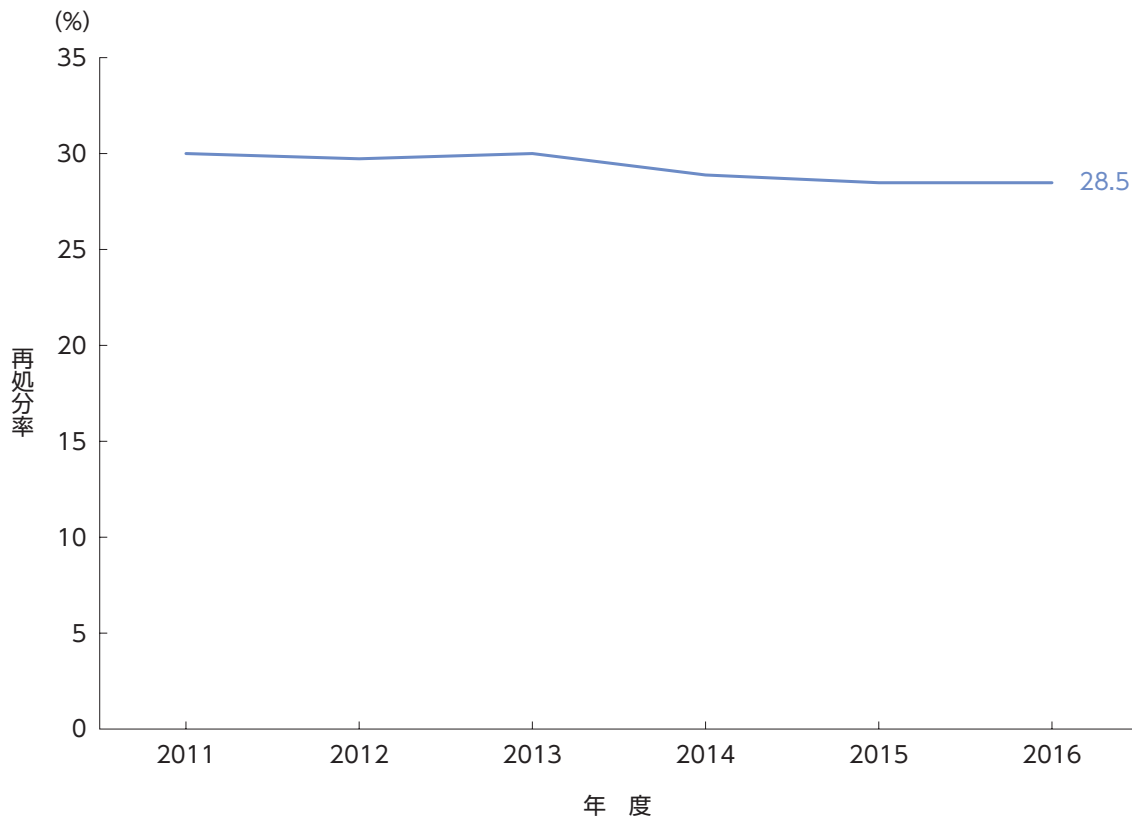
なお、再犯の実態を精緻に捉えていこうとする傾向はドイツでも認められる。ドイツの場合は、裁判所のそもそもの処分ごとに再犯の状況がどうなるかという点に着目し、公表されている統計でそれを確認できるようになっている。

(※5) 3月ごとの再犯率を4回分まとめて統計的に調整した数字を年間の再犯率として公表している。

3-2-1図

英国における1年以内再処分率の状況

(2011～2016年度)



注 1 英国司法省「Proven Reoffending Statistics」(2019年1月31日公表)による。

2 2015年度以降とそれ以前では、データソースが異なる。

2 米国

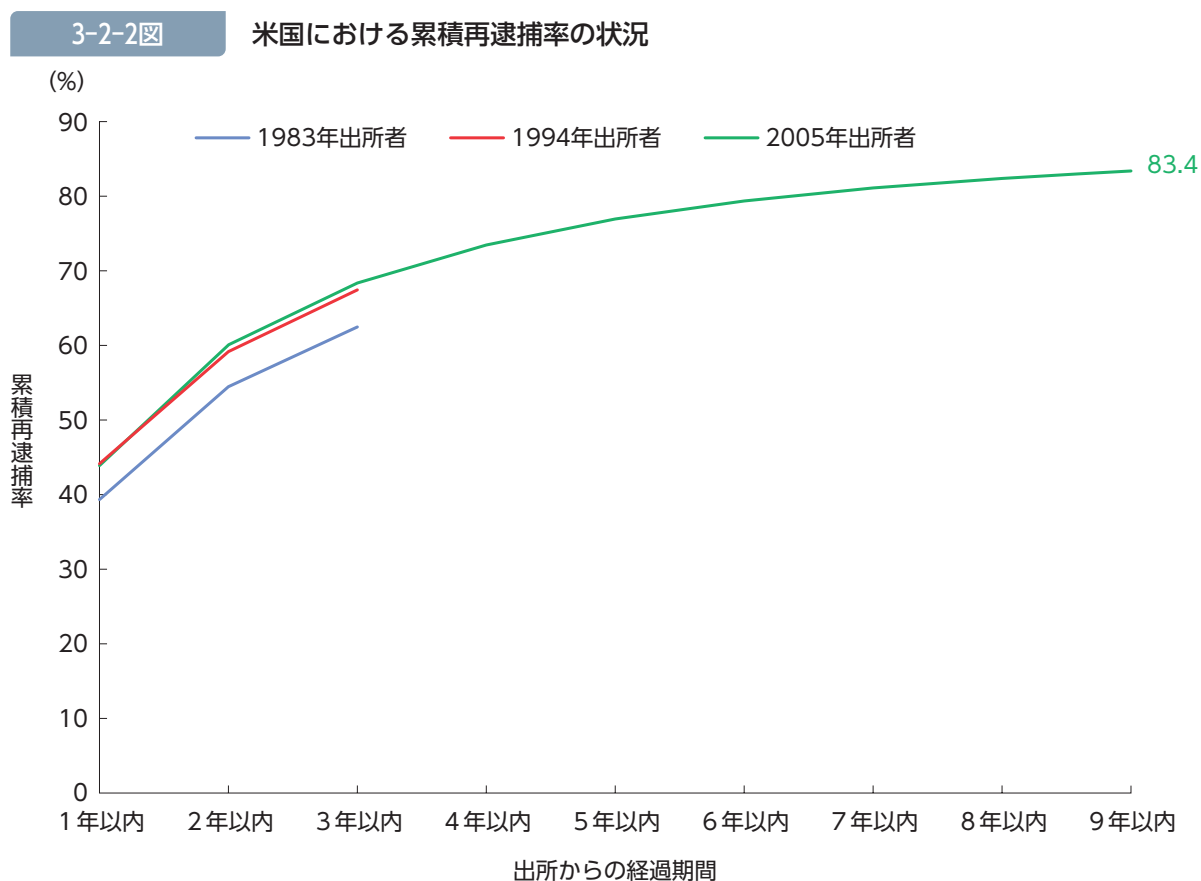
米国においては、連邦と州が別にデータを管理しているため、一元的な把握が難しい状況にある。連邦政府レベルの統計としては、連邦司法省司法統計局 (Bureau of Justice Statistics) が行う州立刑務所出所者の再犯調査があり、罪種等を絞らないものとしては、およそ10年に一度、これまで3回実施されている。最新の調査は、2005年に州立刑務所を出所した者^(※6)を対象としたものであるが、手法や指標が前回までと大幅に変更されている。この調査では、連邦捜査局の刑事司法情報サービス課 (FBI's Criminal Justice Information Services Division) 等とデータベースの共有を図った上で、再犯の指標を「再逮捕 (Re-arrest)」に限定し、その追跡期間を3年から9年に延長した。デシスタンス (Desistance) 研究が進む中、長期間にわたり犯罪をしなかった者の実態を把握することが、再犯防止の取組の実効性を高めると考えた

(※6) 全米30州の州立刑務所を出所した計401,288人のうち、統計的手法により67,966人を抽出した追跡調査である。なお、この調査では刑期1年未満の者等は追跡対象から除外されている。

めである。

3-2-2図は、過去3回の調査結果をまとめたものである。約4割前後の者が出所後1年以内に逮捕されているが、2005年出所者については、全体で約2割弱の者が、出所後9年経過した時点で一度も逮捕されていない。

なお、州レベルの統計については、第4章で紹介する連邦リエントリーリソースセンターのホームページで確認することができる。



- 注 1 連邦司法省司法統計局「Recidivism of Prisoners Released in 1983」, 「Recidivism of Prisoners Released in 1994」及び「2018 Update on Prisoner Recidivism: A 9-Year Follow-up Period (2005-2014)」による。
 2 標本調査によるものであり、その抽出規模は出所年によって異なる。
 3 1983年出所者と1994年出所者については、追跡期間は3年間である。

3 韓国

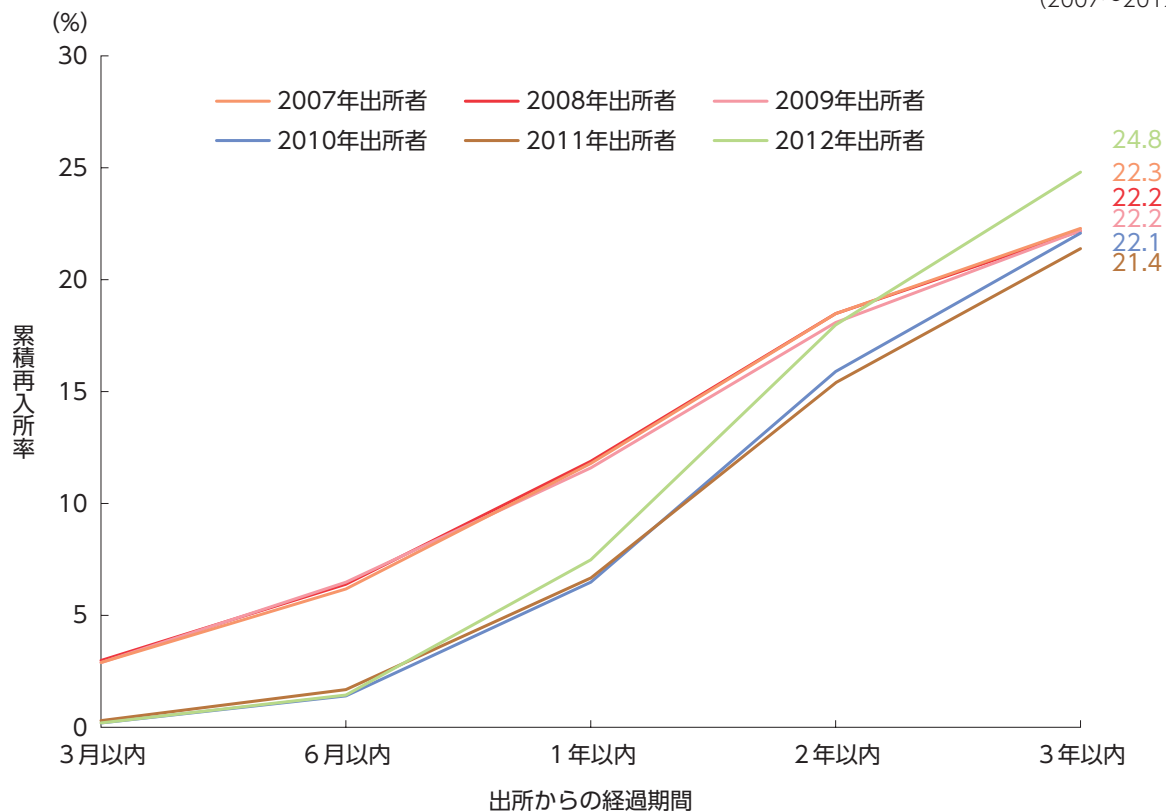
韓国では再犯率として、刑務所出所者のうち、所定の期間内に刑務所へ再入所した者の割合を公表している。再犯の追跡対象となる母集団は1年ごとに設定され、その追跡期間を細かく区切っているのが特徴である。直近6年間の状況を示したものが**3-2-3図**である。2年以内再入所率は、10%台後半となっている。

なお、先に述べたとおり、アジア圏では「刑務所等への再入所」を再犯の指標として捉える傾向がみられる。例えば、シンガポールとタイは共に刑務所出所者の再入所率を採用している。2年以内再入所率の数値（2015年出所者）^(※7)は、シンガポールが25.9%、タイが25.2%となっている。

3-2-3図

韓国における累積再入所率の状況

(2007～2012年)



注 韓国法務部「矯正統計年報」による。

(※7) 再犯率に関する統計は、以下のサイトで公開されている。本文中の数字は、2019年1月31日現在のものである。

(シンガポール) <https://data.gov.sg/dataset/recidivism-rate>

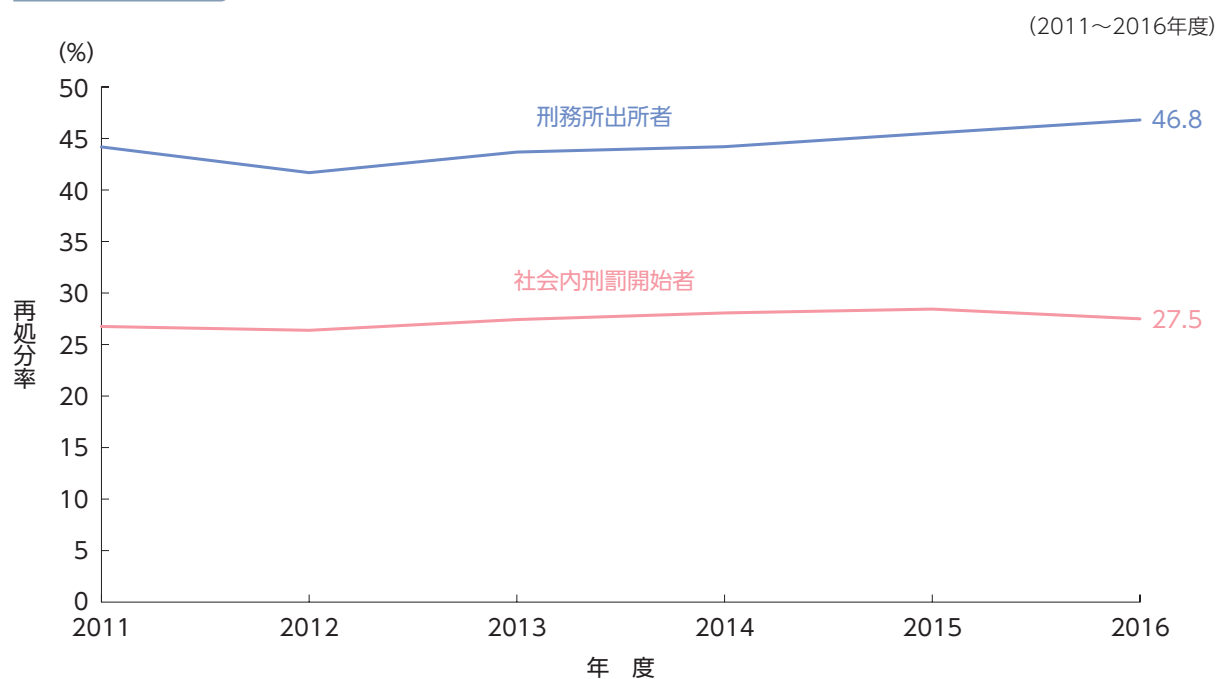
(タイ) <http://www.correct.go.th/recstats/index.php/en/home>

4 ニュージーランド

ニュージーランドでは、再犯率として刑務所出所者と社会内刑罰（Community Sentence）^(※8)開始者を対象として、裁判所による処分（刑務所入所又は社会内刑罰）を受けた者の割合を公表している。3-2-4図は、刑務所出所者と社会内刑罰開始者の1年以内再処分率の推移を示したものであり、前者は40%台後半、後者は20%台後半となっている。

3-2-4図

ニュージーランドにおける1年以内再処分率の状況



注 ニュージーランド矯正庁の年次報告書による。

(※8) 監督（Supervision）や社会奉仕活動（Community Work：公益を目的とする作業に携わらせ、社会への償いを促すことを目的とした活動）等の総称である。

参考文献

- Carolina C. Lukkien, & Peter W. Johnston (2013). An evidence-base for reducing re-offending Practice-The New Zealand Corrections Journal-VOLUME 1, ISSUE 1: MAY 2013, 3-11.
- Federal Ministry of Justice and Consumer Protection (2015). Criminal Justice in Germany-Six Edition.
- Marcus Boomen (2018). Where New Zealand stands internationally: A comparison of offence profiles and recidivism rates, Practice-The New Zealand Corrections Journal-VOLUME 6, ISSUE 1: JULY 2018, 87-96.
- Ministry of Justice (2018). Guide to Proven Reoffending Statistics.
- U.S. Department of Justice, Office of Justice Programs, Bureau of Justice Statistics (1990). Recidivism of Prisoners Released in 1983.
- U.S. Department of Justice, Office of Justice Programs, Bureau of Justice Statistics (2002). Recidivism of Prisoners Released in 1994.
- U.S. Department of Justice, Office of Justice Programs, Bureau of Justice Statistics (2018). 2018 Update on Prisoner Recidivism: A 9-Year Follow-up Period (2005-2014).

第4章 米国における再犯防止の取組

米国の再犯防止対策は、2008年に成立したセカンドチャンス法（Second Chance Act）を契機として、本格的に加速している。この10年間で連邦政府が重視したのは、「コミュニティを強くする（Strengthen Communities）」ことであり、その成果は全米に広がりつつある。

本章では、第1節と第2節において、米国の再犯防止対策の核となる「リエントリー（Re-entry）」の考え方及びそれに基づく連邦政府の推進体制や地域社会におけるプログラムの実践事例を紹介する。その上で、第3節と第4節において、リエントリーに対する理解が米国で進みつつある状況の紹介や、その背景要因及び日本の再犯防止対策に応用できる要素の考察を行う。

なお、本章の執筆に際しては、連邦司法省研究所（National Institute of Justice, 以下「NIJ」という。）、ワシントン州公共政策研究所（Washington State Institute for Public Policy, 以下「WSIPP」という。）の協力を得た。矯正・保護関係者、そして刑事司法の実務に精通しない他省庁や地方公共団体等への周知につなげたいという執筆者の要望に応え、資料収集から執筆に至るまで、多忙にもかかわらず、現地や電話で必要な助言を提供いただいた NIJ のマリー・ガルシア（Marie Garcia）氏、エリック・マーティン（Eric Martin）氏、WSIPP のステファニー・リー（Stephanie Lee）氏、ミカエル・ハーシュ（Michael Hirsch）氏にこの場を借りて厚く御礼を申し上げる。

第1節 リエントリー（Re-entry）の意義と連邦政府の推進体制

1 意義・目的

本節では、まず米国における「リエントリー（Re-entry）」の考え方について紹介する。「リエントリー」という言葉自体は、「刑務所等への収容からコミュニティでの生活に移行させること」が原義であるが、刑務所に入らなくても犯罪歴ゆえに社会復帰が妨げられる問題一般に着目した考え方であり、日本においても、平成26年12月に犯罪対策閣僚会議で決定された「宣言：犯罪に戻らない・戻さない～立ち直りをみんなで支える明るい社会へ～」の中で「ひとたび犯罪や非行をした者を社会から排除し、孤立させるのではなく、責任ある社会の一員として再び

受け入れること」が再犯防止対策の重要な指針とされている。

しかし、米国の「連邦政府機関リエントリー協議会^(※1) (The Federal Interagency Reentry Council)」は、このリエントリーについて、刑務所出所者等の再犯を減少させることに止まらず、その取組を通じて、社会的な不平等の是正、高止まりとなっている刑務所運営コストの削減、GDPの向上などの社会的影響 (Impact) を起こすことまでを視野に入れている。米国では、リエントリーを刑事司法の枠を超えた社会・経済政策として捉えていることがうかがえる^(※2)。そのため、米国では、処遇プログラムの効果を検証する分析手法として、経済学の手法や要素を導入した「コスト・ベネフィット分析 (Cost-Benefit Analysis)」が行われている。

(※1) 政府機関の合議体。2011年に設置され、2016年8月の段階で20機関が参加している。司法長官 (Attorney General) とホワイトハウスの国内政策会議 (White House Domestic Policy Council) のディレクターが共同議長を務める。

(※2) THE FEDERAL INTERAGENCY REENTRY COUNCIL 「A Record of Progress and a Roadmap for the Future」 (2016.08)

コラム：WSIPP による取組

コスト・ベネフィット分析を積極的に開発・実践しているのが、米国ワシントン州オリンピアに所在する WSIPP である。この研究所は1983年にワシントン州議会によって設立された研究機関であり、以後、同議会の要請等に基づき、幅広い分野における取組の効果検証を行っている。

WSIPP が行う分析は、教育、公衆衛生、犯罪者処遇等のプログラムのうち、メタ分析 (Meta-Analysis) により統計学的に有意な効果・影響があると認められたものについて、その効果の程度を貨幣換算で数値化しようとする取組である。

犯罪者処遇プログラムを対象とする場合は、犯罪行為の抑止により得られる納税者等のベネフィットを経済学的手法により貨幣価値に換算し、そこから実際のプログラム運営に要したコストを除いたものを、最終的な効果指標として示している。犯罪者処遇プログラムの分析においては、以下3点の特徴が挙げられる。

1 点目は、犯罪行為の罪種により算出方法を分けている点である。捜査、裁判、処遇に要するコストは、犯罪行為の罪種によって異なる。一人あたりのコストで言えば、窃盗に比べて殺人や性犯罪の方が高くなる。このモデルでは、市民生活への影響をより具体的に可視化できるよう、犯罪行為の罪種や処分別に納税者が負担するコストを算出している。

2 点目は、被害者への影響を考慮している点である。例えば、性犯罪の被害者や家族が受ける二次被害も貨幣価値換算における計算式に含めている（例：精神的なケアに要する費用等）。

3 点目は、プログラムによっては、犯罪が減ったことによる影響のみならず、将来的に労働市場に与える影響も考慮している点である。このモデルでは、州全体として効果を考えていくという考え方 (Total Washington) に基づき、高校卒業資格を取得したことによる給与水準の上昇を計算式に含めている。

この分析によれば、同研究所が最もベネフィットがあるとする成人向け処遇プログラムは次の順となっており (2018年12月現在)^(※3)、いわゆる就労支援に加えて、ハイリスクな者に対して、コミュニティの多様な関係者が一体となって取り組むプログラムが有効とされている。

(※3) <https://www.wsipp.wa.gov/Benefitcost>

1 雇用のためのカウンセリング及び職業訓練 (Employment Counseling and Job Training)

分析対象は、刑務所等在所中からプログラムを受け始め、コミュニティに戻ってからも最長で12月継続しているものである。

2 重大な精神疾患を有する犯罪者に対するリエントリーコミュニティセーフティプログラム (Offender Reentry Community Safety Program (for individuals with serious mental illness))

重大な精神疾患を有する刑務所出所者に精神衛生の専門家と矯正・保護関係者がチームを組んで支援を行うもの。日本の「心神喪失者等医療観察制度」における地域社会の処遇にイメージが近い。

3 地域社会における支援と説明責任の輪 (Circles of Support and Accountability, 通称 CoSA)

地域社会でボランティアグループ (ソーシャルワーカー等の専門職, 市民ボランティア等) を組織して, 性犯罪者等の社会適応の支援を行うプログラム。期間は約1年間。最初の2, 3ヶ月間はボランティアグループが毎日本人と面接を行う。第5章で紹介する特別処遇ユニット (治療共同体) の地域社会版というイメージに近い。

なお, 同研究所のリー氏によれば, 貨幣価値に換算する意義は納税者目線で分かりやすく効果を説明するためである。市民に自分の納税がどのように使われているのか考えてもらうことは, 市民の主体性を育み, 持続可能な地域社会の形成にも寄与するという。

2 リエントリー施策の推進体制

日本における近年の再犯防止施策では、「多機関連携」という言葉が用いられるように、矯正・保護関係者のみならず、ハローワーク、地方公共団体、社会福祉法人等、多様な機関・団体が連携した包括的なアプローチが主流となってきた。国の推進体制としては、犯罪対策閣僚会議の下に「再犯防止対策推進会議」を設け、関係省庁が連携して施策を推進している。

米国の施策においても、関係省庁が連携してリエントリーの問題に取り組む「包括的なアプローチ (Comprehensive Approach)」が重視された。施策の推進体制として、前述の「連邦政府機関リエントリー協議会」が設置され、その設置目的としては、①再犯と被害者を減らし、コミュニティをより安全にすること、②刑務所等からの出所者を支援して社会に貢献できる市民 (Productive Citizens) にすること、③刑務所等への収容やそれに付随するコストを減らし、納税者の負担を軽くすることが掲げられている。

以下、連邦政府が行った取組の概要を紹介する。

なお、ここで紹介する取組は2017年までの民主党政権で実施されたものであるが、その方向性は2017年以降の共和党政権においても引き継がれている。例えば、2018年2月にホワイトハウスにおいて刑務所出所者を積極的に雇用する企業を集めた会合が開催されたほか、2018年4月を「セカンドチャンス月間 (Second Chance Month)」とする大統領令が出されている。

(1) 独力では解決し難い社会的な負因の除去

米国においては、第3章で示したとおり、刑務所出所者の約4割前後が出所後1年以内に逮捕されている。これに加えて、出所時に住居を確保できない者が約2割から約3割に至り、また、出所後1年を経過しても就職できない者が6割に及ぶことも確認されている。そのため、連邦政府は、まず、犯罪歴を有することによって生ずる、独力では解決し難い社会的な負因 (barrier) を政策上取り除くことに注力した。

その具体的な取組としては、雇用機会均等委員会 (The Equal Employment Opportunity Commission) は1964年公民権法 (The Civil Rights Act of 1964) について、連邦住宅・都市開発省 (The Department of Housing and Urban Development) は住宅に関する機会均等法 (Fair Housing Act) について、犯罪前歴のみをもって雇用や住居の提供を拒否することは法の規定する差別につながるとの見解を示した。また、連邦人事管理局 (The Office of Personnel Management) は、求職用の履歴書から犯罪歴の欄を取り除こうとする考え方「バン・ザ・ボックス (Ban the Box)」の趣旨を踏まえて連邦職員の雇用手続を改善することを提

案した。さらに、連邦教育省（The Department of Education）は、大学生向けの奨学金であるペル・グランツ（Pell Grants）の受給資格を適格性のある矯正施設収容者に適用して中等教育後の教育や訓練プログラムへの参加を促そうとする「セカンドチャンス・ペルパイロットプログラム（Second Chance Pell Pilot Program）」を開始したほか、連邦保健福祉省（The Department of Health and Human Services）は、特に薬物依存や精神疾患を有する刑務所出所者等への低所得者向け公的医療保険（Medicaid）の運用に係る質疑応答集を州の所管部に発出した。

（２） 情報を集約するリソースセンターの設置

連邦政府は、連邦、州を問わず、地域社会における行政機関等が当事者としてリエントリーの問題に取り組めるよう、リエントリーに資する既存の施策や取組等に関する情報を集約し、その透明性を高めることに注力した。

セカンドチャンス法に基づき、その機能を担うために開設されたのが「連邦リエントリーリソースセンター（National Reentry Resource Center）^(※4)」である。同センターのホームページ^(※5)では、各政府機関におけるリエントリーに関する施策を誤解なく理解するための質疑応答集「リエントリー・ミスバスターズ（Reentry MythBusters）」を掲載しているほか、リアルタイムで最新の科学的なエビデンス、地域社会における実践例、再犯率等の統計情報等を確認することができる。

（３） 国民のリエントリーに対する意識を高める取組

連邦政府は、各種メディアを通じ、国民一人ひとりのリエントリーに対する意識（Public Awareness）を高めていくための取組を展開した。例えば、大統領や政府高官が各種メディアでリエントリーの重要性を説いたり、実名や写真付きで成功裏にリエントリーした刑務所出所者等の声を広報するなどしている。

日本における「社会を明るくする運動」に類する取組として、司法省は、2016年4月24日から30日を「連邦リエントリー週間（National Reentry Week）」とし、連邦検察庁（U.S. Attorney's Offices）において200以上、司法省矯正局（The Federal Bureau of Prison）所管の施設において370以上のイベントを開催した。州政府や地域の非営利団体等においても、こ

（※４） 連邦司法省の司法援助局（Bureau of Justice Assistance）の補助により、州政府機関の任意連合体である「CSG（Council of State Governments）Justice Center」が運営している。

（※５） <https://csgjusticecenter.org/nrrc>

の趣旨に賛同するイベントが米国全ての州で開催された。

また、前民主党政権下では、多様な分野においてコミュニティの変化に貢献した市民を官民問わず讃える「変化のチャンピオン（Champions of Change）」という表彰制度が設けられた。その表彰区分を見ると、気候変動、持続可能な海洋資源、賃金の上昇、農業、学習支援等と並ぶ形で、リエントリーの支援が位置付けられている。

さらに、連邦リエントリーリソースセンターは「フェイス・トゥ・フェイス・イニシアチブ（Face to Face Initiative）^(※6)」という取組を通じて、文字どおり「顔の見える関係」の重要性を訴えている。その中で、政府高官と刑務所出所者等が直接対話する様子が公開されている。

第2節 地域社会におけるリエントリープログラムの実際

連邦司法省の司法プログラム室（Office of Justice Programs）は、2009年からセカンドチャンス法に基づき地域社会における優良な取組（就労・定住支援、薬物回復支援、家族支援等）を創出するための補助を開始した。その総予算は2018年までの累積で6億9,520万ドルとなっている。2009年以降、49州、840箇所以上で補助によるプログラムが実施され、2017年12月までに、推計164,000人の刑務所出所者等が参加した。

本節では、NIJの支援を受けて、非営利の研究機関であるRTI（Research Triangle Institute）Internationalが実施した「成人犯罪者リエントリー実証プロジェクト（Adult Offender Reentry Demonstration Project）」の評価（2018年最終報告）について、その評価に関与したNIJのガルシア氏からの聴取も踏まえて、地域社会におけるプログラムの実践事例を紹介する。

1 取組の概要

今般の評価の対象となったのは、次の7州（カリフォルニア、コネチカット、フロリダ、マサチューセッツ、ミネソタ、ニュージャージー及びペンシルバニア）の取組である。4-2-1表は、その実施主体、対象者の選定基準、内容をまとめたものである。

多くがリスク要因が中から高程度と判定された者を対象とし、釈放前から関係機関が連携した包括的な支援を実施していく点が特徴的である。

(※6) <https://csgjusticecenter.org/nrrc/facetoface/>

4-2-1表

各実施主体における取組概要

実施主体・取組	対象者の選定基準	内 容
カリフォルニアソラノ郡健康社会サービス局 (Solano Health & Social Services Department) 女性のリエントリー達成プログラム (Women's Reentry Achievement Program)	ソラノ郡のジェイル (Jail) に収容中又は収容直後の女性 (中程度から高程度のリスクと判定された者)	・釈放前後におけるケースマネジメント ・女性特有の問題性や認知療法に基づくプログラム ・ピア・メンタリング ・釈放後の一時的住居の提供, 就労支援, 家族支援等
コネチカット矯正保護庁 (Connecticut Department of Correction) ニューヘヴン・リエントリー・イニシアチブ (New Haven Reentry Initiative)	・コネチカット矯正保護庁が所管する矯正施設に収容され, ニューヘヴン, ウェストヘヴン, ハムデンに帰住する者。 ・中程度, 高程度のリスクがあると判定された者 (男女)。	・リエントリーワークブックの活用 ・コミュニティケースマネージャーによる釈放前リエントリープランの作成 ・矯正施設のジョブセンターによる関与 ・保護観察官, ケースマネージャー, 地域の協力によるチームサポート
フロリダパームビーチ郡刑事司法委員会 (Palm Beach County Criminal Justice Commission) 地域移行プログラム (Regional and State Transitional Ex-offender Reentry Program)	・フロリダ矯正保護庁が所管する矯正施設から, パームビーチ郡に帰住する者。 ・中程度, 高程度のリスクがあると判定された者 (男女)。	・カウンセラーによる釈放前のサポート, コミュニティケースマネージャーによる釈放後のサポート。 ・サポートの内容は, 教育, 雇用, 一時的住居, 子育て・生活スキル, 認知行動的な変容, 薬物依存, 精神保健, 家族の再統合の支援等
マサチューセッツボストン警察局 (Boston Police Department) ボストン・リエントリー・イニシアチブ (Boston Reentry Initiative)	・サフォーク郡の矯正施設に収容され, ボストンの犯罪多発地域に帰る者 ・暴力, 銃砲 (fire arms) 使用の犯罪歴を有し18歳から30歳までの男性。	・自分のニーズに合ったプログラムを発見できる地域社会関係者との交流の場の提供 ・釈放前後のケースマネジメントとアドボカシー (権利擁護) ・釈放前2週間における職業訓練 ・就労, 教育, ヘルスケア等の支援及び地域の関係機関等への斡旋
ミネソタ矯正保護庁 (Minnesota Department of corrections) ハイリスク出所者の再犯防止プログラム (High Risk Recidivism Reduction Project)	・ミネアポリスサンパウロメトロエリアに帰住する男性の暴力犯罪者 (violinator)。 ・釈放後最低150日間の監督 (supervision) が可能な者	・リエントリーコーディネーターによる地域移行計画の作成 ・リエントリーチームミーティングを通じた釈放前後のケースマネジメント。
ニュージャージーハドソン郡矯正保護庁 (Hudson County Department of Correction) コミュニティ再統合プログラム (Community Reintegration Program)	ハドソン郡の矯正施設に収容されている者で, 精神疾患, 薬物依存, 重複障害があると判定された者 (男女)	・矯正施設内における薬物等処遇 (90日間) ・認知行動療法を重視した治療共同体 (男女別) ・釈放前後のケースマネジメント ・釈放前の地域移行計画の作成 ・釈放後の集中的な外来デイケアや協力的な住居提供者によるサポート。
ペンシルバニアビーバー郡行動健康・発達サービス (Beaver County Behavioral Health and Developmental Services) チャンス R (Chances R)	・ビーバー郡のジェイルに収容され, 精神疾患及び重複障害の手当を受けるニーズが中程度と判定された者 (男女)	・認知療法に基づく治療グループ ・高度に構造化された職業・教育サービス ・釈放前後における地域移行計画の作成, ケースマネジメント, リエントリーのためのメンター

2 開始後に直面した課題と対応

この評価の一つの特徴は、各実施主体がどのような課題に直面し、その課題を克服するためにどのような解決策を講じたか、また、それによりどういう成果が生まれたかというプロセスについて、経営学的な視点から、言語データによる定性的な分析（Qualitative Analysis）^(※7)を行っている点にある。

その結果、各実施主体とも予期していなかった様々な課題に直面し、それを解決するために様々な工夫を講じている実態が明らかとなった。

第1の課題は、有能なスタッフの急な離職（Turn-over）であった。具体的には、対象者と密な関係性を構築できる、対人ストレスに対処できる、そして敬意を他者に示すことができるといった能力を有するスタッフ、その中でも特にリーダーシップを担う人材が変わった場合、取組の有効性や継続性が危ぶまれたという。こういった事態を予防するため、各実施主体にあっては、給与面で不平等を生じさせない、採用後出来るだけ早い段階での集中的な訓練の機会を提供する、信頼できるスタッフを配置するといった工夫を講じた。

第2の課題は、対象者の動機付けの低さであった。取組開始当初は、釈放後に必要以上の関与をされることに抵抗を示した対象者が多かった。そこで、刑事施設入所中のできるだけ早い段階から、釈放後に地域社会で本人に指導や援助を行う関係者が関わり、信頼関係を構築することで動機付けが高まったとしている。また、動機付けの実効性を高めるため、全ての取組において認知行動療法に基づく動機付け面接（Motivational Interviewing）の普及が図られたが、実際の手法は実践者によってバラツキがあったとしている。さらに、標準化されたアセスメントツールを用いることは重要であるが、その結果を鵜呑みにしてはいけないと注意喚起している。科学的な知見の活用を重要視しつつも、あくまで実際の支援内容を組み立てる際は「個人のニーズに応じたアプローチ（Tailored Approach）」を基本とすべきと指摘する。

第3の課題は、組織を超えた連携の難しさ、いわゆる縦割りの問題であった。特に刑事司法機関（矯正・保護）と地域の援助実施機関（医療・福祉等）との間の連携が難しかった。お互いのことを知る時間が足りないことに加え、指導的又は援助的な立場で望むかどうかでコミュニケーションの掛け違いが生じることもあった。この点について、関係者がお互いの立場や考え方などを尊重することはもとより、多様なニーズをまとめるリーダーシップ、定期的なミー

（※7） 定量的な分析（Quantitative Analysis）と対比する形で用いられる。定量的な分析が、数値化できるもの（例：テストの点数）を分析の対象とするのに対し、定性的な分析は、組織の運用体制、意思決定のプロセス、運用方針等の言語データを分析の対象とする。

ティング、クロストレーニング等が有効であったとしている。このクロストレーニングの例として、コネチカット州では、刑事司法機関（矯正・保護）ではなく、地域の援助実施機関がリエントリーに関する内部向けの研修を主催し、ペンシルバニア州では、動機付け面接、重複障害や性犯罪者に対する対処技法、職業訓練に関する研修を関係者全員に実施し、カリフォルニア州では、関係者全員に対して女性の回復支援に関する研修を実施した。

最後の課題は、コーディネートの難しさであった。例えば、犯罪歴、学歴、健康問題、金銭的な問題等により住居や雇用の確保が思うように進まない、支援実施先までの交通手段がない、医療保険や身分証明がない、出所時に1週間分の薬しか渡されないといった、当所は想定外だった事態が発生したことがあった。これらを解決するためには、関係性の構築が不可欠であり、協力雇用主を開拓する「ジョブディベロッパー (Job Developer)」, 本人のニーズに応じた社会資源に誘導する「リエントリーコーディネーター (Reentry Coordinator)」の存在等が重要であることなどが明らかとなった。

3 取組の成果

各実施主体は、刑事司法機関を含む地域コミュニティ全体がリエントリーの問題を当事者として捉え、システムの変化という大きな前進を生み出したと振り返っている。雇用主、地域の医療・福祉機関等が「刑事司法のパートナー」として可視化され、お互いを尊重する形で協働することにより、相互の人材育成や支援の質の向上、施設内処遇とそれに続く社会内処遇のシームレス化がもたらされたとしている^(※8)。

例えば、矯正施設の現場において、ミネソタ州ではコーディネーターを追加配置したほか、いくつかの州で、外部関係者の立入を制限していた施設の一部の区域で地域のカウンセラーが面接をすることができるようになった。また、行政の現場において、フロリダ州では、市の住宅部局が関わる形で重罪受刑者の住居確保の問題を議論する動きが生じ、ニュージャージー州では、ハドソン郡の矯正保護庁 (Hudson County Department of Correction) の名称に「and Rehabilitation」という文言を追記しようとする動きが生じている。さらに、司法の現場でも、カリフォルニア州の裁判で、**4-2-1表**で紹介したソラノ郡の女性のリエントリー達成プロ

(※8) この評価では、定量的な分析も行われている。実施主体の中には、プログラムの選定基準を満たす対象者をサンプルとして抽出し、プログラムの受講群と非受講群に無作為に割り当てた後に再犯率を比較する「無作為化比較対照試験」による統計的な検定が行われたものもあるが、プログラムの実施と再犯率の低減に関する因果関係を立証できた取組はなかった。

グラムに参加することを命じる判決が出るなどの変化が起こっている。

他方で、その実施主体も今後の最大の課題は「財源」であるとする。前述の職員の離職問題は連邦政府による補助の最終年度に特に顕在化したといい、地域の現場に財源が回りにくい実態があることがうかがわれ、今後の動勢を注視する必要があるだろう。

なお、この研究の結びにおいては、各種取組と再犯率の間の直接的な因果関係を追求することの難しさを指摘している。再犯は、個人の問題性はもとより、社会参加への障壁による部分も大きいことから、学歴の取得、雇用の増進、住宅の確保など、こうした変数との関係も考慮した、俯瞰的・長期的な研究デザインを組む必要があるとしている。

コラム：ワシントン D.C. における就労支援（IT 関連）の取組

前民主党政権においては、2015年3月、学歴・職歴にかかわらず、IT 技術関連職に就くために必要な研修を実施し、全米における技術者の養成・雇用を推進する「TechHire」イニシアチブを立ち上げた。ワシントン D.C. にある「H.O.P.E. Project」は、2009年9月に発足し、以後、若年層の犯罪前歴者等に対して積極的な訓練を実施してきた実績を持つ。日本における産業構造の変化も考慮し、今回、その設立者・代表のレイモンド・ベル（Raymond Bell）氏から、就労支援の実効性を高める要因についてヒアリング調査を行った。

同氏によれば、就労支援のプロセスは、①募集→②コミュニティの形成→③訓練→④継続的なサポートという流れで整理されるという。同氏は、就労支援の実効性を高める上で、②が最も重要な要素であると語る。同氏はこのコミュニティを「家族」と表現し、ヒアリングに同席した卒業生は「毎日人と会えて、経験を共有できること」の重要性を強調した。同氏によれば、②が機能すれば、①は自然と口コミで広がり、③や④における専門的なスキルの学習への動機付けが高まるという。このプロジェクトのテキストも経験の共有という観点から工夫がなされている。その内容を見ると、例えば、卒業生等の経験談、雇用主等からのメールの写しなどがそのまま綴られており、他の人が何に努力したか、また、雇用主が採用等に際しどういう点を重視しているかが、具体的に理解できるよう工夫されている。まさにプロジェクト全体として「生きた経験」を共有できるような配慮がなされている。



上）職業訓練の様子
左）参加者等による集合写真
（中央の人物がレイモンド・ベル氏）
（写真はベル氏より提供）

第3節 米国全体で進みつつあるリエントリーへの理解

米国におけるリエントリー施策を概観すると、個人の変化を促すだけでなく、それを取り巻く社会に直接働きかけていくという視点が強い。こうした取組を地道に続けた結果、リエントリーに対する理解は米国全体で進みつつある。

例えば、2016年から2017年にかけて、米国の約半数の州（アラバマ、アラスカ、アリゾナ、アーカンソー、コネチカット、デラウェア、ジョージア、イリノイ、アイオワ、ルイジアナ、メリーランド、ミシガン、ミズーリ、ネブラスカ、ニューハンプシャー、ニュージャージー、オクラホマ、サウスダコタ、テネシー及びバージニア）の知事が演説においてリエントリーの問題に優先的に取り組むことを表明している。

また、2015年の春から、365の郡が、精神疾患を有するジェイルの収容者に必要な医療を適切に提供しようというプロジェクト「ステッピング・アップ・イニシアチブ (Stepping Up Initiative)」に参加している。

さらに、雇用という観点から、2017年の時点で、刑務所等から釈放された後、身分証明書を発行する取組を少なくとも15州が実施している。また、27州・150以上の市や郡が「バン・ザ・ボックス (ban the box)」の趣旨に賛同している。さらに、スターバックス (Starbucks)、ウーバー (Uber)、ペプシコ (PepsiCo)、ギャップ (Gap)、フェイスブック (Facebook)、ジョンズホプキンスヘルスシステム (Johns Hopkins Health System) など、日本でも名の通っている企業が、犯罪前歴者の雇用を推進している。実際、ウーバーのホームページでは、企業として犯罪前歴者の雇用を積極的に推進している旨を公表しており、当事者のインタビューも見ることができる。

連邦政府機関リエントリー協議会は、リエントリーの考え方を「文化 (Culture)」にまで浸透させていくことが必要であるとしている。その一例が「言葉の使い方」であり、「Felon (重罪者)」、「Ex-convict (元罪人)」、「Ex-offender (犯罪前歴者)」のように、刑務所出所者等が自己イメージを低下させる言葉を使わないよう呼びかけている。その一例として、連邦労働省 (The Department of Labor) は、「犯罪前歴者の再統合プログラム (“Re-Integration of Ex-Offenders” Program)」という名称を「リエントリー雇用機会プログラム (“Reentry Employment Opportunities” Program)」という名称に変更した。また、連邦司法省の司法プログラム室は、プログラムや資料等の中で出所者を軽んじる言葉を出来るだけ使わないようにすると宣言した。

なお、連邦リエントリーリソースセンターによれば、こうした包括的な取組は、全米各地で展開され、再犯率にも影響し始めたとする。**4-3-1表**は、2004年以降に再入所率（3年以内）の劇的な減少が認められた州のデータである。

4-3-1表

3年以内再入所率の変化

州	ピーク（2004年以降）	直近の公表数字
アラバマ	34.0%（2008）	31.5%（2014）
フロリダ	33.7%（2004）	24.5%（2014）
イリノイ	53.4%（2004）	39.9%（2015）
ルイジアナ	38.7%（2004）	34.1%（2014）
マサチューセッツ	44.0%（2005）	31.6%（2014）
ニュージャージー	37.0%（2007）	29.8%（2013）
オハイオ	38.4%（2005）	30.7%（2013）
サウスダコタ	46.0%（2007）	39.6%（2014）
バージニア	26.1%（2007）	22.4%（2013）
ウエストバージニア	30.0%（2007）	24.0%（2014）
ウィスコンシン	47.1%（2005）	37.5%（2013）

注 連邦リエントリーリソースセンターの資料「Reducing Recidivism: States Deliver Results」による。

第4節 考察

1 リエントリーに対する理解が進みつつある要因

米国におけるこの10年の再犯防止対策は、リエントリーという目標に向けてコミュニティを強くすることであった。そのプロセスを見ると、コミュニティに小さな種を蒔き、そこから生まれた芽を苗木として大事に育て、社会全体で大輪の花を咲かせようと苗木を移しているような印象を受ける。そして、地域社会におけるリエントリーに対する理解は進みつつある。

その背景には、前節までで触れたとおり、連邦政府による積極的な普及啓発活動はもとより、刑事司法機関や地域の援助実施機関における実務家がお互いを尊重する形で対話と協働を積み重ねてきたことがあろう。加えて、米国においては、研究者が科学的な知見を地域の政策立案者や実践者に分かりやすく伝え、広げていこうとする動きがあることも興味深い。その象徴とも言えるのが、NIJが推進する「翻訳的犯罪学（Translational Criminology）」である。翻訳的犯罪学とは、研究の知見を新たな政策や実践にどうつなげていくかを研究するもので、「翻訳

的医学 (Translational Medicine : 研究室での研究結果を実際の臨床に応用する過程)」を参考に発案されたものである。NIJ によれば、その目的を実現するためには、実践者と研究者の間の生きた交流が必要とされる。この生きた交流とは、実践者が毎日の職務現場で直面する課題やその解決に向けた挑戦を言葉で示し、これを受けて、研究者が実践者の挑戦を成功に導き、その社会的な影響を評価できる新しいツールやアイデアを発見するという、双方向の道筋からなる。とりわけ、研究者の関心が高いのは、自らが発見した知見等を政策立案者や実践者の意思決定に影響する形で伝え、広げていこうとする「知見の伝達 (Knowledge Translation)」の点であり、公衆衛生の分野では、その説明モデルとして「交互作用モデル (Interaction Model)」の重要性が指摘されている。このモデルは「双方向のコミュニケーション」を重視し、信頼性 (Credibility) や互惠関係 (Reciprocity) の醸成を通じて、意思決定が促進されるという仮説に立つ。NIJ の補助を受け、フロリダのリエントリー施策等の発生機序を研究したフロリダ州立大学のペスタ (George B. Pesta) (2016) は、定性的な分析手法の一つである内容分析を通じて^(※9)、フロリダのリエントリー施策等に影響した要因を分析したところ、この交互作用モデルを支持する結果となり、第2節で紹介した「クロストレーニング」等の有用性が確認された。この交互作用モデルの視点から、これまで紹介した取組を振り返ると、「ジョブ・ディベロッパー」、「リエントリー・コーディネーター」という名称で、新たな関係性を構築する「通訳者」の存在がいることに気付く。

コミュニティを変えることは容易ではない。しかしながら、米国が十年近くこうした取組を続け、相応の成果を生み出した背景には、現場の実践者が、組織の垣根を越えた連携を積み上げてきたことに加え、研究者が現場や納税者の視点から実践者の取組の成果を評価するための多様な分析手法を開発してきたという地道な努力があると考ええる。

2 日本の再犯防止対策への示唆

内閣府が行った最新の「再犯防止対策に関する世論調査 (平成30年)」の結果を見ると、今後、再犯防止対策に対する国民の理解や協力をこれまで以上に促していくことが必要である。その実現に向けて、米国の「コミュニティを強くする取組」は参考になるものが多く、以下、導入を検討すべきと思われる点について考察する。

第1点は「立ち直りに成功した者 (以下「成功者」という。) による語りや経験の共有」であ

(※9) Hsieh と Shannon (2005) の手法 (Directed Content Analysis) による。分析ソフトとして、NVivo10が用いられている。

る。米国では前述のとおり、顔の見える関係を通じて経験を共有し、理解の輪を広げていった。特に成功者が語る言葉は、その社会的な影響力も大きく、先に紹介した「フェイス・トゥ・フェイス・イニシアチブ」はその象徴ともいえる。米国では、政府や民間企業のホームページ・各種メディアで成功者の言葉が引用されることも多い。日本の場合、米国のように成功者が氏名や顔をオープンにして経験を語るというのは抵抗があろうが、その立ち直りを支える者が成功者の経験を言葉で引き出し、それを社会に伝えていくだけでも、地域社会における理解者を増やす一助になると思われる。

第2点は「多様な分析手法の導入」である。米国が再犯防止対策の社会・経済政策的な側面を強調したことは、日本においても、今後、地方公共団体との連携を深める上で貴重な視座になると考える。特に、米国が推奨するコスト・ベネフィット分析は、関連領域への波及効果を含め「本人や関係者による地域社会への貢献の度合を伝える通訳」として機能するものであり、日本においても、就労支援や普及啓発活動等の効果検証の手法として導入を検討する余地はあると考える。また、相応の成果を創出するためには、関係者の理解を深め、取組を持続的に発展させることが不可欠であり、そのためにも定性的な分析手法を取り入れていくことが必要と考える。NIJのエリック氏は、「市民の理解や関係機関等の協働を生み出す要因は、数字で必ずしも捉えられるとは限らない。定性的な分析手法は、新たな価値の発見を通じて、関係者の動機付けやイノベーションに寄与する。」と述べた。

第3点は「地域社会におけるコーディネーターの育成」である。第1節や第2節で触れたとおり、多機関連携による処遇は有効であり、その取組の実効性を高める要として「関係性を作る人材」の存在があることが確認された。こうした人材は、主として「コーディネーター」と呼ばれ、言わばリエントリーを多方面から支える環境（システム）をつくる専門家である。特にCoSAは、ボランティア等のコーディネートを通じて、処遇の実効性と地域社会の理解を相乗的に向上させる取組であり、日本の社会内処遇に取り入れる余地はあると考える。しかしながら、第2節で紹介した実践例からコーディネーターを取り巻く厳しい現実も垣間見える。米国では職員の離職問題が顕在化しており、地域社会で立ち直り支援を継続していく最大の課題として財源不足を挙げている。そのため、今後、調査を継続する場合にあっては、その実践内容や効果のみならず、取組を持続可能とする財政基盤の在り方についても情報を収集する必要があるだろう。

第4点は「翻訳的犯罪学の考え方の導入」である。前述のとおり連邦政府はコミュニティの強化を図る取組を積極的に推進したが、その最たる特徴は、実務家や納税者の目線で分かりや

すく伝えていく努力を積み重ねた点にあり，とりわけ，翻訳的犯罪学は，研究者が地域社会での実践に関わっていく上で有用な視座となろう。エビデンスに基づく実践に対する機運を高めていく意味でも，刑務所出所者等の特性や支援の現状を市民に分かりやすく伝える，また，実践者等が自らの実践の社会的影響を評価していくことは重要であり，その点で研究者の果たす役割は大きい。今後は，米国の取組等を参考にして，地域住民の再犯防止に対する理解等に影響する社会的・文化的要因や効果的な普及啓発活動の在り方についても積極的な研究を行っていくことが必要と考える。

最後に，ウーバーのホームページに掲載された成功者の「言葉」を紹介して，本章を締める。米国におけるリエントリーの深みを知り，日本における立ち直りの意義を再考する一助となれば幸いである。

I have the confidence of knowing that I can still provide

(私は自信をもっていえる。自分にも与えられるものがあると。)

You should give people a second chance to prove themselves

(人々が自分の存在を社会に示せるよう，セカンドチャンスを与えるべきである。)

参考文献

- Christine Lindquist, Janeen Buck Willison, Jennifer Hardison, Walters, Pamela K. Lattimore (2017). Second Chance Act Adult Offender Reentry Demonstration Projects-Perceived Successes and Sustainability Strategies.
- Christine Lindquist, Pamela Lattimore, Janeen Buck Willison, Danielle Steffey, Mindy Herman Stahl, Sam Scaggs, Jeremy Welsh-Loveman, Joshua Eisenstat (2018). Cross-Site Evaluation of the Bureau of Justice Assistance FY 2011 Second Chance Act Adult Offender Reentry Demonstration Projects: Final Report.
- George B. Pesta, Javier Ramos, J. W. Andrew Ranson, Alexa Singer, Thomas G. Blomberg (2017). Translational Criminology-Research and Public Policy: Final Summary Report.
- Ian A. Elliott, Gary Zajac, Courtney A. Meyer (2013). Evaluability Assessments of the Circles of Support and Accountability (COSA) Model, Cross-Site Report.
- The Federal Interagency Reentry Council (2016). A Record of Progress and a Roadmap for the Future.
- The National Reentry Resource Center (2017). Making People's Transition from Prison and Jail to the Community Safe and Successful: A Snapshot of National Progress in Reentry.
- Washington State Institute of Public Policy (2017). Benefit-Cost Technical Documentation.

第5章 ニュージーランドにおける再犯防止の取組

ニュージーランドでは、矯正庁 (Department of Corrections) が成人 (18歳以上) に対する施設内処遇及び社会内処遇を所管しており^(※1)、同国の再犯防止対策における中心的役割を担っている。また、矯正庁は、政府が掲げた再犯率低減に係る数値目標の達成に向けて、「エビデンスに基づく実践 (Evidence-Based Practice)」に基づく取組を組織一丸となって実施している。その取組の中で、同庁が再犯防止に最も顕著な効果を上げたとする取組が、第2節以降で紹介する「治療共同体 (Therapeutic Community)」である。

本章では、第1節で矯正庁における再犯防止の取組を概観した上で、第2節から第4節において、矯正施設における治療共同体の実践を中心に紹介し、第5節でそれが再犯防止に作用した要因や同庁の取組から日本の再犯防止対策に応用できる要素について考察する。

なお、本章の執筆に際しては、矯正庁及びリムタカ刑務所 (Rimutaka Prison) の職員の方々の協力を得た。この場を借りて厚く御礼を申し上げる。

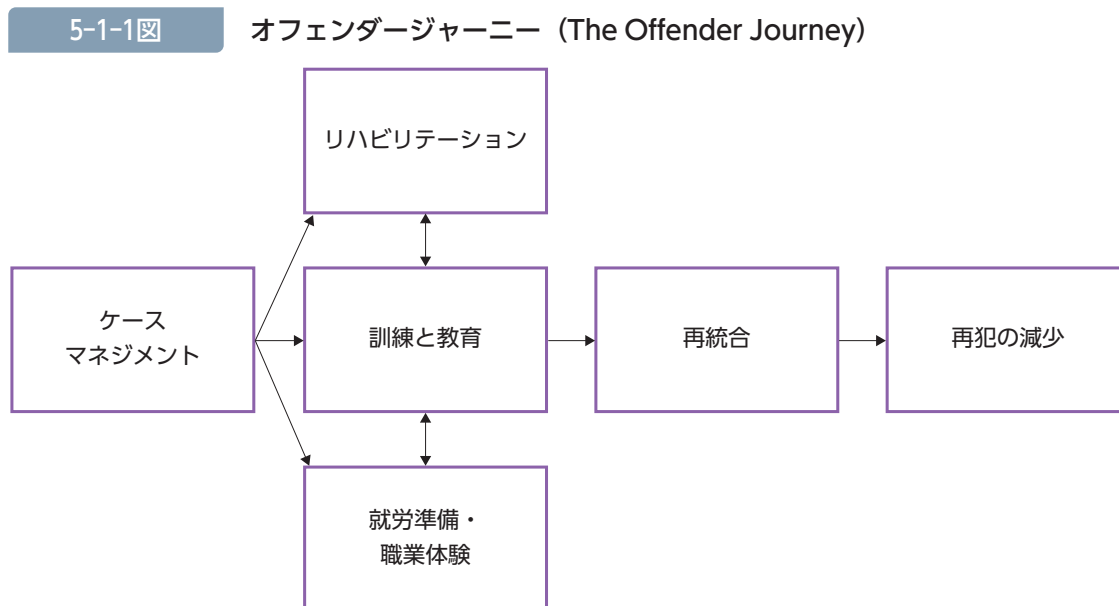
(※1) 2018年3月現在、刑事施設はニュージーランド国内に19施設あり、収容人員は1万645人となっている (ニュージーランド矯正庁のホームページによる。)。また、人口10万人当たりの刑事施設収容人員 (2016年12月末時点) について見ると、日本は約44人のところ、ニュージーランドは約213人となっている (国際連合薬物・犯罪事務所の統計 (Crime data, Total prison population) (2019年1月31日確認) による。)

第1節 矯正庁の再犯防止の取組の概要

5-1-1図は、矯正庁が、長年のエビデンスに基づく実践の知見を踏まえて、再犯減少に至るまでの関係性を整理したモデルであり、「オフエンダージャーニー（The Offender Journey）」と名付けられている。このモデルでは、再犯減少の前に「再統合（Reintegration）」を実現することが必要とされる。

この再統合という言葉は、日本でも、平成25年（2013年）12月に犯罪対策閣僚会議で決定された「『世界一安全な日本』創造戦略」において「健全な社会の一員としての社会への再統合」という形で用いられている例があるが、その具体的な意味までは触れられていない。

矯正庁は、再統合を「コミュニティにおいて建設的な役割（Positive Role）を担えるようになること」と定義し、単に就労（Employment）やリハビリテーション（Rehabilitation）を実現することのみならず、本人がコミュニティに主体的に関わっていく姿勢を、教育や訓練を通じて育てるという点にまで踏み込んだ概念として捉えている。第4章で紹介した米国のリエントリーに近い概念であることがうかがわれる。



注 ニュージーランド矯正庁の年次報告書（2016-2017）による。

また、矯正庁は、「再統合」を図るために、RNR 原則^(※2)に基づく各種更生プログラム (Rehabilitation Programme) を開発し、これをより効果的なものにするべく、定期的に効果検証を行っている。具体的には、更生プログラムを受講した群とそうでない群の再犯率の比較を通じて、両群に差があるかを統計的に検証するのみならず、各プログラム間の効果が比較できるように、その効果量 (Effect Size) について、更生指数 (Rehabilitation Quotient) という指標で標準化している^(※3)。

矯正庁の年次報告書 (2016-2017) によれば、近年の更生プログラムの中で最も大きな効果を示した取組が、治療共同体の考え方に基づく「特別処遇プログラム (Special Treatment Unit Rehabilitation Programme。以下「STURP」という。)」である。次節以降では、主として同プログラムを行うために刑事施設内に設置されている施設「特別処遇ユニット (Special Treatment Unit。以下「STU」という。)」を紹介する。

(※2) RNR 原則とは、実証的に裏付けられた再犯危険性に関する評価基準を用いて、犯罪者の静的再犯危険性 (Risk) と動的再犯危険性 (Needs) を評価し、処遇によって改善可能な動的再犯危険性の具体的な内容を特定した上で、当該犯罪者に最も適した方法により (Responsivity)、処遇を行うことが最も効果的であるとする原則のことである。詳細は、法務総合研究所 (2009)．研究部報告42 再犯防止に関する総合的研究, 150p 参照。

(※3) 更生指数の詳細については、Carolina C. Lukkien & Peter W. Johnston (2013). An evidence-base for reducing re-offending. Practice-The New Zealand Corrections Journal, VOLUME 1,ISSUE 1: MAY 2013, 5-7p, 効果量については、法務総合研究所 (2009)．研究部報告42 再犯防止に関する総合的研究, 145p を参照。

第2節 STU の概要

STU は、ニュージーランド国内の刑事施設に設置されている特別な処遇ユニットである。2018年3月現在、国内6つの刑事施設（リムタカ、ロールストン、オークランド、スプリングヒル、ワイケリア、クライストチャーチ）に設置されている。

STU は通常の収容区域から独立した構造になっている。ユニットは、入居者の居室（個室）がある居住棟とミーティングルームや職員の執務室がある処遇棟からなり、その周辺には農園等がある。

STU で導入されている治療共同体とは、精神科病院における取組等に端を発するもので、刑事司法の領域では、1960年代に英国や米国の刑事施設でその取組が開始された。そのアプローチは「方法としてのコミュニティ（Community as Method）」と称され、個人の社会的・心理的な変容を促すためにピア・コミュニティを意図的に用いる点に特徴がある（De Leon, 2000）。

ニュージーランド国内の STU は、再犯リスクの高い者（性犯罪者や粗暴事犯者）を対象としている点で共通しているものの、施設によって対象罪種や定員等は異なる。次節以降は、同国最大規模の刑事施設「リムタカ刑務所」に設置される「テ・ワレ・マナキタンガ STU（Te Whare Manaakitanga Special Treatment Unit）」の取組について、現地調査の結果等を基に紹介する。

第3節 テ・ワレ・マナキタンガ STU の例

1 概要

テ・ワレ・マナキタンガ STU は、暴力犯罪歴を有する男性受刑者を対象としている。1998年に粗暴犯を対象とした国内初の STU として、リムタカ刑務所^(※4)内に創設された。ユニット全体の収容定員は30人である。



テ・ワレ・マナキタンガ STU の外観

2 STU 入居までのプロセス

入居者の選定の第一段階は、ケースマネージャーによるオフエンダープラン（Offender Plan）策定の段階である。ニュージーランドの全受刑者は、刑執行開始時にケースマネージャーによるアセスメントを受け、その結果に基づいて作成されたオフエンダープランに従い、処遇を受ける。このオフエンダープランには、受刑者がどの更生プログラムを受けるべきかとい

(※4) 2018年3月31日時点の収容人員は、1,108人となっている（ニュージーランド矯正庁のホームページによる。）。

った情報が盛り込まれている。

テ・ワレ・マナキタンガ STU の場合、暴力犯罪歴を有すること、RoC*RoI^(※5)が0.7以上（高リスク分類）であること、精神疾患がないこと等の要件を満たす者の中から、ケースマネージャーが候補者を選定する。STU への参加は任意であり、実際に入居するかどうかは、STU のセラピストが候補者に対して、対面で入居の意思を確認した上で決まる。他の刑事施設から受け入れることもあり、その場合は電話により入居意思を確認する。

中には、入居に抵抗を示す者もいる。こうした者に対しては、動機付け面接（Motivational Interviewing）や短期動機付けプログラム（Short Motivational Programme）を実施している。短期動機付けプログラムは、矯正庁が独自に開発をしたもので、更生プログラム受講への動機付けを高めることを目的とし、実施する職員の職種を問わず実施できるようテキスト等が完備されているのが特徴である。全5回のセッション^(※6)から構成され、週に1回、約1時間のセッションを職員と対象者との対面形式で実施する。実際にこのプログラムが契機となり STU への参加を決意した者によれば、「自分なりのスキルを身につける必要があると感じた。」と主体性が芽生えたという。

なお、STU 入居中に他の入居者や職員に暴力行為があった場合や、参加意欲が著しく低く他の入居者に悪影響を及ぼすような場合などには、後記の首席サイコロジストの裁量によってユニットからの退去が判断される。

3 実施体制

テ・ワレ・マナキタンガ STU には、首席サイコロジスト（Principal Psychologist）、セラピスト（Therapist）、再統合コーディネーター（Reintegration Coordinator）が配置されてい

(※5) RoC*RoI (Risk of Re-conviction*Risk of Re-imprisonment) は、同国で活用されている静的リスクアセスメントツール（過去の経歴等の「動かない（＝静的な）」項目から対象人物のリスクを測定するもの）である。このツールでは、対象人物の性別、初犯時年齢、犯行の間隔、前件の重大性等の16項目の情報から、コンピューターにより再犯可能性のスコアが自動計算される。スコアは、0.00から1.00の間の数値で示され、0.7以上は高リスク（very high risk）に分類される。なお、このスコアは5年以内の再犯可能性を意味し、たとえば「0.7」は5年以内の再犯可能性が70%であることを示す。

(※6) 内容は次のとおりである。第1回：リハビリテーションに必要なニーズを突き止めることと教育（Rehabilitation needs identification and education）、第2回：犯罪の連鎖（Offence chain development）、第3回：ポジティブな動機付けの発見（Uncovering positive motivation）、第4回：変容を妨げている障壁を探す（Exploring barriers to change）、第5回：変容への決意強化と再アセスメント（Strengthening and cementing commitment and re-assessing motivation to change）。

る。2018年3月現在では、首席サイコロジスト1人、セラピスト6人（このうち3人は臨床心理士（Clinical Psychologist）^(※7)、残り3人はプログラムファシリテーター（Programme Facilitator）^(※8)）、再統合コーディネーター1人となっている^(※9)。また、そのほかに、保安業務に従事する者（Custody Staff）や秘書業務を行う者（Secretary）も配置されている。

首席サイコロジストは、ユニットの運営と処遇の両方に責任を持つ。6人のセラピストは、入居者に対し、グループセッション形式のSTURPを実施する。通常、臨床心理士とプログラムファシリテーターが2人一組になり、各ペアが1つのグループ（定員10人）を担当している。再統合コーディネーターは、セラピストや入居者の家族、入居者本人らと協働しながら入居者全員分の再統合計画（Reintegration Plan）を策定する。保安業務に従事する職員は、シフト体制により、常時4人が配置される。なお、保安担当職員はセラピストの業務に非常に協力的であり、いくつかのユニットの行事（例えば後記のコミュニティミーティングなど）にも参加するという。

また、テ・ワレ・マナキタンガSTUでは、4の（1）で紹介するSTURPの様子をビデオ撮影しており、これをベテランのスタッフが視聴し、プログラム実施者に対してフィードバックを与える取組を毎週実施して職員の能力向上に努めている。

4 入居者の生活

（1）STURPの内容

STUの生活で中心となるのが、STURPの受講である。入居者は、集団生活を送りながら、週3回（1回あたり約3時間）のSTURPを約9か月にわたり受講する。グループセッション形式で行われ、グループの定員は10人である。

テ・ワレ・マナキタンガSTUのSTURPは、次の4つの段階で構成されている。

第1段階（Safety & Containment）では、STURPを通じた目標の設定、グループのルールの設定、自身の変化を妨げている障壁の特定、マインドフルネスの方法等について、12回のセ

（※7） 資格を取得するためには、4年間の講義及び2年間の実務訓練研修を受講し、修士又は博士課程を修了している必要がある。

（※8） 特定の資格は要さないが、役職就任後に約4週間の研修受講が義務付けられ、集団療法（Group Therapy）の方法等について学習する。

（※9） セラピストと再統合コーディネーターの年収は51,000～110,000ニュージーランドドル（1ニュージーランドドル＝77円で換算した場合、約393万円～約847万円）、首席サイコロジストの年収は138,000ニュージーランドドル（同レート換算で約1,063万円）である。

セッションを通じて学習する。

第2段階（Control & Regulation）では、認知行動療法の考え方を中心に、思考、感情及び行動のつながりを学習したり、自身の感情を観察し、その状態を説明することなどについて、12回のセッションを通じて学習していく。

第3段階（Exploration & Change）では、「オフenseマップ（Offence Map）^(※10)」や感情統制の方法等について、45回のセッションの中で学ぶ。

第4段階（Integration & Synthesis）では、これまでのセッションを通じて得た新しい考え方を振り返るとともに、リラプスプリベンションの理論に基づいた計画の策定や今後の課題等について、17回のセッションを実施する。

実際に STURP の受講を修了した者から話を聞いたところ、「他の受講者がギャンググループに所属していた頃の辛い体験を語っており、とても共感した。自分自身、ギャング文化からの離脱は難しいと内心思っていたが、他の受講者も同じように悩みながら頑張っていることが分かり、自分も頑張ろうと思えた。」と受講当時の心情を涙ながらに語る者や、「グループセッションの中で、他の受講者から自分がどのような場面で苛立ちやすいかを指摘してもらった。自身の感情のコントロールについて考える際の参考となった。」と振り返る者がおり、STURP のセッションの内容のみならず、グループ形式で実施したことの長所に言及する声が複数聞かれた。

STURP を修了した後は、「卒業生（Graduates）」として、釈放されるまで STU のユニットにとどまって共同生活を続けることが一般的である。卒業生には、ユニットの年長者としての役割が求められ、入居歴の浅い者に対して、メンターとしての役割を果たすことや向社会的な行動の手本となることが期待される。このように、共同生活上の役割に階層を組み込んでいる点も STU の特徴の一つである。

（2）日常生活

STU では、STURP の受講以外にも、レクリエーション活動、就労訓練を中心とした日課が入居者ごとに定められている。睡眠や食事など、安定した生活習慣を身に付けることも重視されている。なお、入居期間が長くなり、プログラムの段階が進むにつれて、日課が見直され、入居者の行動の自由度が増していく仕組みになっている。

（※10） 犯罪に至るまでの認知や行動等について振り返り、自身の犯罪パターンの理解を目的に作成するワークシートのこと。

また、STUでは、コミュニティミーティング（Community Meeting）が開催される。ミーティングの参加者は、すべての入居者と参加可能な職員（幹部職員も含む。）で、議長は入居者（通常は「卒業生」が交替で担当する。）が務める。ミーティングでは、職員からの連絡事項の伝達のほか、入居者から提案された議題について、入居者間で自由に議論され、小規模コミュニティとしてのユニットの運営に参加する機会が自然に提供される。議題は、たとえばユニットの行動規範や直近のプログラムで気になった他人の言動等である。テ・ワレ・マナキタンガ STUでは、このミーティングが週に2回開催されているという。

以上のように、STUでは、入居者の主体性を一定程度認め、自律性を育むことに重きを置いている。また、日常場面で他の入居者からフィードバックをもらったり、他の入居者の行動から学びを得る機会もあり、さらに、STUという小さなコミュニティで自治会の役割を持つミーティングを体験することは、将来的に地域社会に再統合していく際にも役立つ。このように、STUは第1節で紹介した「オフエンダージャーニー（5-1-1図）」をハード・ソフトの両面から支援する仕組みであるといえよう。

コラム：リムタカ刑務所における職業訓練

テ・ワレ・マナキタンガ STU が所在するリムタカ刑務所では、施設独自の職業訓練として、壊れた自転車を刑事施設内で修理し、自治体を通じて貧困家庭に届けるという取組を行っている。また、建設に関する職業訓練の一環として、自然災害によって被害を受けた自治体等と連携し、災害により損壊した住宅を刑事施設内に運び込み、これを修理するという取組を行っている。同刑務所の担当者によれば、これらの取組には、就労に必要な技能の獲得と同時に、地域社会の役に立つ経験をしてもらう狙いもあるという。

また、同刑務所では、受刑者がコミュニティに円滑に再統合することが重要であるとの観点から、入所中から釈放後の就労先を確保する取組に力を入れている。たとえば、釈放を控えた一部の受刑者を対象に、日中、GPS 装置を装着して刑事施設外の雇用主の下で就労する制度がある。この制度は、「就労のための釈放（Release to Work）」と呼ばれ、雇用主と雇用契約を結ぶ形で行われる。就労により一般労働者と同程度の賃金を得ることができ、釈放後の生活に備えて貯蓄することもできる。受刑者からの希望も多く、また、同制度を利用した受刑者の中には釈放後も同じ雇用主の下で継続して就労する者が多くいるという。

第4節 ケースマネジメント

ニュージーランドの刑事施設では、5-1-1図のとおり、処遇の開始に先立って、対象となる人物がどのような問題性を有しており、当人にとってどのようなプログラムや支援が適切であるかを判断するとともに、処遇開始後はその実効性を保つ「ケースマネジメント」が行われる。この実施責任者が、以下で紹介する「ケースマネージャー (Case Manager)」である^(※11)。

ケースマネージャーは、入所段階から釈放段階まで継続的に受刑者に関わる。具体的には、刑執行開始時に問題性のアセスメントを行ってオフエンダープランを策定し、その後も定期的なモニタリングを行いながら、必要に応じて計画の見直しを行う。また、本人の仮釈放の可否等を決定する仮釈放委員会 (Parole Board) に対し、仮釈放アセスメント報告書 (Parole Assessment Report) を提出し、受刑者が社会に再統合するまでの道筋を示すとともに、当人の釈放に関する提案を行う。さらには、受刑者本人やその家族、他の職員とも協働しながら受刑者の釈放計画の策定も行う^(※12)。

ケースマネージャーがアセスメントの際に用いるツールとして、SDAC-21 (Structured Dynamic Assessment Case-management-21) がある。この SDAC-21は、いわゆる動的リスクアセスメントツールと呼ばれるもので、態度や能力、価値観といったその時々で変化し得る (=動的な) 項目から対象人物が「どのような場面で再犯に及びそうか」、「現在のリスクレベルはどの程度か」といった項目を測定するものである。ケースマネージャーは受刑者本人との面接の結果や関係記録を基に評定を行う。

SDAC-21による評定では、まず安定的要因 (Stable Factors)、反応性要因 (Responsivity Factors)、保護要因 (Protective Factors) のそれぞれの項目についてスコアの評定を行い、その上で、リスクシナリオを作成する。このリスクシナリオは、対象人物の再犯リスクがどのような状況・環境で高まるか、誰に対してどのような被害を与えるか、保護要因は何かといった点について説明するもので、同国のケースマネジメントでは、このシナリオの作成が重視されている。そして、当人が受けるべき更生プログラムや介入の優先順位付けを行い、これらをオフエンダープランに盛り込む。この SDAC-21による評定の結果は、社会内処遇を担当する保護観察官 (Probation Officer) にも引き継がれることになる。

(※11) 2017年6月末時点で、ニュージーランド国内の刑事施設に配置されているケースマネージャーの数は、291人であり、前年の同時点と比較すると、62人増であった (ニュージーランド矯正庁の年次報告書 (2016-2017) による。)

(※12) STU では、ユニットに配置されている再統合コーディネーターが入居者の釈放計画の策定を行う。

第5節 考察

1 STU が再犯減少に寄与した要因

冒頭で述べたとおり、矯正庁は、エビデンスに基づく実践を組織一丸となって実施し、効果検証の結果、最も再犯の減少に寄与したのがこの STU であった。STU の基礎となる治療共同体に関しては、その歴史的経緯から心理療法的な効果や哲学的な思想が着目されがちであるが、矯正庁担当者はその環境整備的な効果を強調する。

矯正庁担当者によれば、再統合は、家族や友人等のコミュニティの中で実現されるものである。そこで、刑事施設内に疑似的なコミュニティを作ること、再統合に必要な考え方やスキルを集中的に学ぶ環境を提供しようとした。しかし、いくら環境を整備しても、本人の意欲が低ければ再統合は実現できない。そこで、矯正庁は、治療共同体の考え方を導入し、まず生活のモデルとなる職員の意識や態度を変えることで、STU 入居者の再統合への意欲を高めることに成功した。治療共同体では、その環境に属する者すべてが対等な立場で運営に参加することが求められ、職員は、指導者としてではなく、コミュニティの同胞として人の主体性や自律性を引き出すという役割を担うこととなる。

治療共同体は職員の役割そのものを変えるという大胆なアプローチであり、矯正庁職員によれば、導入当初は職員が戸惑いを感じる場面もあったという。それが職員全体の士気を高め、矯正庁を代表する取組へと進化した背景には、研究者と実践者が協働してエビデンスに基づく実践を徹底した点に加えて、変化に対して抵抗を持たず、取組を持続的に発展させようとする考え方があるといえよう。

2 日本の再犯防止対策への示唆

日本とニュージーランドでは刑事司法制度やその実施体制等が異なっていることから、ニュージーランドの取組を日本にそのまま導入することは難しい。そのことを前提に、日本の再犯防止の取組を検討するに当たり有用と思われる視座を以下に記載する。

第1に、動機付けを高める取組の積極化である。矯正庁は、再犯防止対策の実効性を高めるべく、今回紹介した STU の他にも更生プログラムを数多く開発している。しかし、こうしたプログラムへの参加に消極的な態度を示す者が一定数存在するのも事実であり、矯正庁はケースマネージャーによる動機付け面接の実施や、矯正施設の職員であれば誰でも実施できる短期動機付けプログラムを開発するなどして、更生プログラムの実効性の底上げを図っている。日

本の刑事施設でも受刑者に動機付けを高めさせることが課題の一つとなっており、組織全体でこの問題に取り組もうとする姿勢は見習うべきものとする。他方で、今回の実地調査では、動機付け面接や短期動機付けプログラムがどう本人に作用しているかという具体的な効果まで確認することができなかった。この点については、今後の調査課題としたい。

第2に、ケースマネジメントの強化である。受刑者本人の置かれた状況はその時々によって変化し得るものであり、処遇をより有効なものにするためにはこれを正確に把握することが必要である。ニュージーランドではケースマネージャーが受刑開始時から釈放時まで、継続的かつ包括的な視点からアセスメントを実施する。さらに、このアセスメントをより効果的にしているのは、ケースマネージャーが受刑者本人の再統合への動機付けを図る視点から継続的に働き掛けを行っている点である。

また、本章では刑事施設の例を紹介したが、再統合に至るまでの道のりは刑事施設釈放後も続く。ニュージーランドでは、ケースマネージャーが行ったアセスメントの結果は社会内処遇を担当する保護観察官に引き継がれ、本人が釈放された後は、保護観察官がケースマネージャーの役割を担い、リスクシナリオの作成・更新、モニタリング等を行う。このように、継続的にアセスメントを行い、かつ、その取組に一貫性を持たせている点が矯正庁のケースマネジメントの特徴であろう。そして、これを可能にしているのは、保護観察官とケースマネージャーが実務を通じて築いている「顔の見える関係性」であるように思われる。保護観察官がケースマネージャー主催のケース会議に参加したり、両者がビデオ会議で本人の釈放後のリスクについて検討したり、面接技法の研修と一緒に参加したりといったように、実務を通じて両者は頻繁に意思疎通を図っている。同庁は、コミュニケーションを円滑に行うための仕組みを整備しており、これが同庁の再犯防止対策の底上げにつながっていると考えられる。

最後に治療共同体の汎用性である。我が国における治療共同体の取組は、これまで精神保健福祉領域での実践が主であり、犯罪者処遇の領域ではあまり取り入れられてこなかった。近年では、PFI 刑務所である「島根あさひ社会復帰促進センター」において導入されており、再入所率の低下効果についても一定程度確認されているが（毛利・藤岡，2018）、治療共同体の取組を日本の刑事施設に全面的に導入することについては、各施設の個別の事情も様々であり、長期間にわたり専門的な処遇を行うための体制を整備する必要がある点なども踏まえれば、十分な検討が必要と考えられる。

他方で、治療共同体の考え方自体は汎用性のあるものである。例えば、参加者の自治を重視する「コミュニティミーティング」の取組は、更生保護施設における全体集会の運営において

参考になるだろう。また、社会参加に必要なスキル等を共同生活を通じて学ぶ点は、就労支援にも応用が可能なものであると考える。実際に、米国のデュランシー・ストリート・ファウンデーションのように、出所者に対して治療共同体形式で就労支援を提供し、相応の実績を上げている例がある。「治療」という言葉のイメージからは、医療分野に関連する概念のように思われがちだが、治療共同体を社会生活に必要なスキルを養成する場と捉えれば、その汎用性は高い。広い視野でその意義や実効性、活用可能性を検討することが有用であろう。

参考文献

- 朝比奈 卓 (2013). ニュージーランドの刑事施設における改善指導について 刑政, 124 (1), 102-113.
- Austin, K. P., Williams, M. W. M., & Kilgour, G. (2011). The effectiveness of motivational interviewing with offenders: An outcome evaluation. *New Zealand Journal of Psychology*, 40 (1), 55-67.
- De Leon, G. (2000). *The therapeutic community: theory, model, and method*. New York, NY: Springer Publishing Company.
- 法務総合研究所 (2013). 研究部報告52 知的障害を有する犯罪者の実態と処遇, 91-108.
- 池田 怜司 (2006). デュランシー・ストリート・ファウンデーションを訪ねて～アメリカ合衆国における犯罪前歴者等に対する就労支援の実状について～ 更生保護と犯罪予防, 147, 46-59.
- Juanita Ryan & Robert Jones (2016). Innovations in reducing re-offending. *Practice-The New Zealand Corrections Journal-VOLUME 4, ISSUE 2: DECEMBER 2016*, 9-10.
- Kilgour, G. & Polaschek, D. (2012). *Special Treatment Unit Evaluation Summary Report*.
- Lauren Ball (2014). Corrections Pilots Motivational Partnership with Child, Youth and Family. *Practice-The New Zealand Corrections Journal-VOLUME 2, ISSUE 2: AUGUST 2014*, 39-40.
- M. Ferguson (2015). An age-old issue: Evaluating the applicability of adult criminal risk assessment tools for use with youth offenders.
- Mei Wah Williams & Kevin P. Austin (2014). The ingredients of change: Combining Motivational Interviewing and cognitive behavioural therapy in the Short Motivational Programme. *Practice-The New Zealand Corrections Journal-VOLUME 2, ISSUE 2: AUGUST 2014*, 15-19.
- 毛利 真弓・藤岡 淳子 (2018). 刑務所内治療共同体の再入所低下効果—傾向スコアによる交絡調整を用いた検証— 犯罪心理学研究, 56 (1), 29-46.
- Paul R. Whitehead (2014). Therapeutic communities: From a programme in a prison to the prison as the programme. *Practice-The New Zealand Corrections*

Journal-VOLUME 2, ISSUE 2: AUGUST 2014, 47-53.

Peter Johnston (2017). What works in correctional rehabilitation? Lessons from 15 years of programme outcomes analysis. Practice-The New Zealand Corrections Journal-VOLUME 5, ISSUE 1: JULY 2017, 5-7.

Polaschek, D. (2011). High-intensity rehabilitation for violent offenders in New Zealand: Recidivism outcomes for high-and medium-risk prisoners. Journal of interpersonal violence, 26 (4), 664-682.

Sarah Beggs Christofferson (2014). Prison-based employment interventions: effects on recidivism. Practice-The New Zealand Corrections Journal-VOLUME 2, ISSUE 1: APRIL 2014, 28-31.

Sarah Symonds & Neil Beales (2014). Custodial / case management practice collaboration in a custodial environment. Practice-The New Zealand Corrections Journal-VOLUME 2, ISSUE 3: DECEMBER 2014, 5-7.

Sacha Thorby (2014). Motivational approaches in practice-a real life case management example. Practice-The New Zealand Corrections Journal-VOLUME 2, ISSUE 2: AUGUST 2014, 45-46.

第6章 再犯防止対策の実効性を高める要因に関する考察

本章では、第2章から第5章までの各種調査・分析結果等を踏まえ、今後の再犯防止対策の実効性を高める要因について、①立ち直り支援の実効性の向上、②地域社会の理解の増進という2つの視点から考察等を行う。

なお、本章においては、刑務所出所者等を「本人」と称する。

1 立ち直り支援の実効性を高める要因

(1) 動機付けの重要性

第2章における調査の結果、初入者や、再入者の中でも長期にわたって犯罪から離脱していた期間がある者は、犯罪からの離脱につながる要因を得ることによって、今後は再犯をしないという決意や自信を明確に持つことができるのに対し、再入者、特に短期間のうちに再犯を繰り返す者は、社会の中で再び犯罪をしてしまうことへの不安を抱きやすく、一方的な介入が作用しにくい可能性が示唆された。

もとより立ち直り支援の実効性を高めるためには、本人自ら立ち直ろうとする決意や自信を持つことが必要である。海外調査で見たのは、その決意や自信をどう持たせるかで試行錯誤する姿であった。米国では地域の関係者が、ニュージーランドでは矯正施設の職員が、それぞれ刑務所入所後の早い段階から動機付けを行っていた。その手法として、両国とも認知行動療法に基づく動機付け面接を採用していたが、今回調査した範囲では、それがどう有効に作用したかの詳細までを確認することができなかった。翻って我が国の現状を見ると保護司や篤志面接委員等の面接が動機付けにつながったという例も聞かれるところである。

これらを総合して考えると、現時点では信頼関係の構築が重要な要素であるということ以外、動機付けの実効性を高める具体的な要因について言及することは難しい。そのため、今後は、動機付け面接の実践事例やエビデンスを海外から収集することに加え、動機付けが有効に作用した国内の事例を掘り下げて分析することが必要になると思われる。

なお、本人が犯罪や非行から立ち直ろうとする決意や自信を持続可能な行動としていくには、地域社会における理解と協力が不可欠となる。この点については次項で触れる。

(2) ケースマネジメントの充実強化

第2章で示したとおり、犯罪からの離脱に大きな影響を与える理由・事情は人によって様々であり、時間の経過を経てそれが変わり得る可能性がある。そのため、処遇を開始する際に本人の問題性やニーズを的確に捉えるだけでなく、その後も処遇の効果や生活環境の調整状況を見ながら、軌道修正を図っていく必要がある。米国とニュージーランドでは、再犯防止対策の実効性を高める要因の一つとしてケースマネジメントの重要性を掲げている。ケースマネジメントというと、科学的なアセスメントツールの作成・普及というイメージが先行しがちであるが、両国の取組を見ると、アセスメントの結果や支援の経過を関係機関相互で共有し、議論をするプロセスも重視されている。例えば、米国では日常の電話連絡をこまめに行うといった工夫を、ニュージーランドでは矯正施設におけるケース会議に保護観察官が出席するといった工夫を行っている。特に社会内処遇において、保護観察官に期待される役割は大きい。日本の場合、今後、ケースマネジメントに係る方法の検討や研修の企画はもとより、コミュニケーションに要する十分な時間的余裕が取れる環境を整備していく必要があると考える。特に、情報通信技術の活用はその一助となることが期待され、海外の関係機関における事例は参考となるであろう。

(3) 関係者全員が主体的に取り組める環境の整備

昨今、日本において、政策目的を達成するために効果的な施策を科学的な根拠に基づいて意思決定する「エビデンスに基づく実践 (Evidence-Based Practice)」に対する機運が高まりつつある。もとより欧米諸国においては既にこうした実践が定着しつつあり、第4章・第5章で、米国・ニュージーランドにおける実践例やその検証結果等を紹介したところである。他方で、現地調査を通じて、両国ともに取組の実効性を重視しつつ持続的に発展させていることが確認され、また、ニュージーランドの現場では、職員がやりがいをもって各種プログラムに取り組んでいるという姿を目の当たりにした。

こうした海外の取組から得られる視座として、立ち直り支援の実効性を高める上で、関係者全員が主体的に取り組めるような環境整備が必要になるということがある。ニュージーランドの「短期動機付けプログラム」のような、各職員の処遇に取り入れやすく、かつ専門の知見に基づいて作成された処遇技法を整備することで、各職員の主体性や処遇の実効性を底上げすることが可能になると考える。

ちなみに、米国では、再犯の減少に向けて、組織風土を変えるための取組も積極的に実施し

ている。連邦リエントリーリソースセンターが2018年7月に公表したレポート「矯正・保護機関の文化を強くする～矯正・保護機関のリーダーが職員をサポートして再犯を減らす8つの方法～（Strengthening correctional culture：Eight ways corrections leaders can support their staff to reduce recidivism）」^(※1)では、組織風土を変えるには相当な時間がかかるため、前向きな変化を見逃さないよう配慮し、すぐに褒めることが重要との報告を出している。

2 地域社会の理解を増進する要因

(1) 地域社会における立ち直りのイメージの共有

今や再犯率は再犯の実態を示す指標として多くの国で採用されつつある。米国では、刑務所を出所した約4割の者が出所後1年以内に再逮捕に至っている。この数字だけを見ると悲観的な印象を受けるが、他方で、同国は、約2割弱の者が出所後9年経過しても1度も逮捕されていないという事実に着目している。その趣旨は、長期間にわたる成功例に着目することで、リエントリーの取組の実効性を高める手掛かりを見つけることにある。また、同国は、普及啓発活動において、本人の成功体験を地域社会と共有するという方法を積極的に採用している。その象徴となる取組が第4章で触れた「フェイス・トゥ・フェイス・イニシアチブ」である。実際に本人の口から語られる経験は心を動かす説得力があり、日本においても、地域社会の理解を深める上で有用な手段になると考える。

立ち直りに成功した者の成功体験を集めることは容易ではないが、日本には、保護司を始めとする「地域社会で立ち直りを支え続けてきた関係者」の存在がある。こうした関係者の経験を社会と共有していくことは、地域社会の理解を増進させることはもとより、立ち直り支援の実効性を高めていくことにもつながる。例えば、本人を雇用した協力雇用主の経験は、第2章で触れた「仕事へのやりがい」という本人の意識を紐解き、就労支援の実効性を高める上での手掛かりとなろう。

(2) 普及啓発活動の加速化に向けた研究の推進

国民の社会課題に対する意識や理解を増進する上で、普及啓発活動は重要な役割を担う。日本においては、再犯防止推進法第6条で、毎年7月を「再犯防止啓発月間」と規定し、国民の間に広く再犯防止についての関心と理解を深めるための事業の実施に努めることとされてい

(※1) https://csgjusticecenter.org/wp-content/uploads/2018/07/July_2018_strengthening-correctional-culture.pdf

る。また、同月は、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築くための全国的な運動で、法務省が主唱する「社会を明るくする運動」の強調月間でもあり、全国各地で街頭パレードや啓発イベント等が実施されている。これらが契機となって、新たな連携の創出につながった例も少なくない。その一方、普及啓発活動全般に言える課題として、成果を統一的な数値として示しにくい。今後は、翻訳的犯罪学の視点を持って、研究者が地域の政策立案者や実践者との交流を深め、成功事例の掘り下げや地域住民の理解等に影響する社会的・文化的な要因等を分析していくことが望まれる。

（３） つながりを生み出す言葉～再犯防止対策の社会経済政策的側面～

米国における再犯防止対策は、治安対策であり、社会経済政策でもある。刑事司法と地域の関係機関との連携が前提となるが、コミュニケーションを図る上で重要なのは、お互いに分かり合える言葉を用いることである。しかしながら、地方公共団体や民間事業者にとって刑事司法の言葉は馴染みが薄いものであり、それを強要すれば連携そのものに悪影響を及ぼしかねない。そのため相手の立場に立ったコミュニケーションを進めていくことが必要となる。

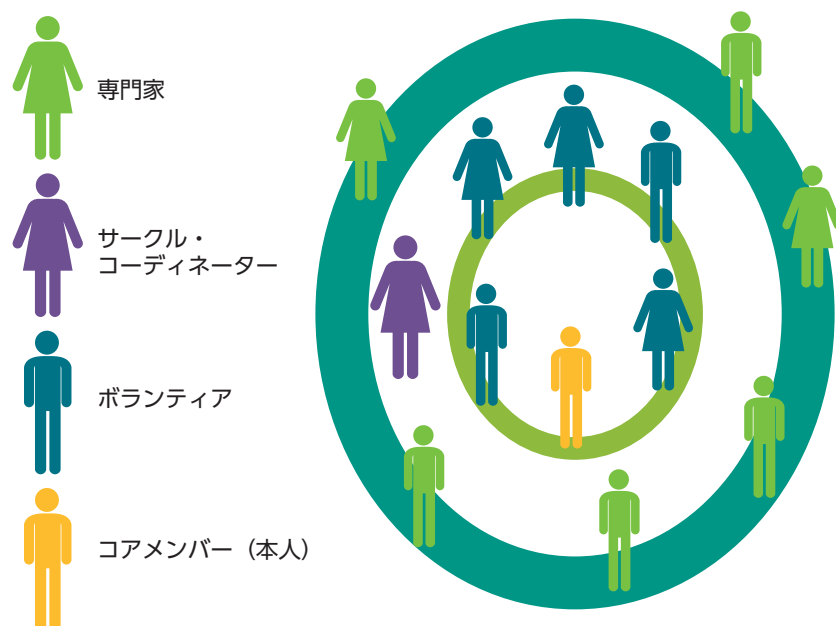
その言葉を生み出す一つの手段として、経済学的な手法により再犯防止対策が地域社会に与える影響を貨幣価値で示す「コスト・ベネフィット分析」を導入することも検討の余地があると考えられる。その理由は、地方公共団体や民間事業者に対して、再犯が減ることによる市民生活や事業活動の影響を具体的に説明できないと、関係機関等のモチベーションの向上や実質的な活動につながりにくいからである。また、貨幣価値で算出することにより、本人の地域社会への貢献度合を示すことにもつながる。近年、日本の保健・福祉分野等でも施策の効果を貨幣価値で算出しようとする動きが認められるところであり、犯罪者処遇の領域においても、就労支援等はこうした経済学的な分析手法に馴染むものと考えられる。

（４） つながりを生み出す人材～地域におけるコーディネーターの存在～

第４章・第５章では、再犯防止対策の一翼を担う人材として「コーディネーター」の存在があることを指摘した。6-1-1図は、第４章第１節で紹介したCoSAのイメージ図、6-1-2図は、CoSAのロジックモデルの例である。CoSAは、立ち直り支援に地域のボランティアが関わることで、支援の実効性の向上と地域社会の理解の増進という複合的な効果の創出を意図している。その中で「サークルコーディネーター」は、専門家と協働して、ボランティアを組織・育成し、本人の社会参加を支えるコミュニティづくりを行い、プロジェクト推進における要となっている。

6-1-1図

CoSA のイメージ図



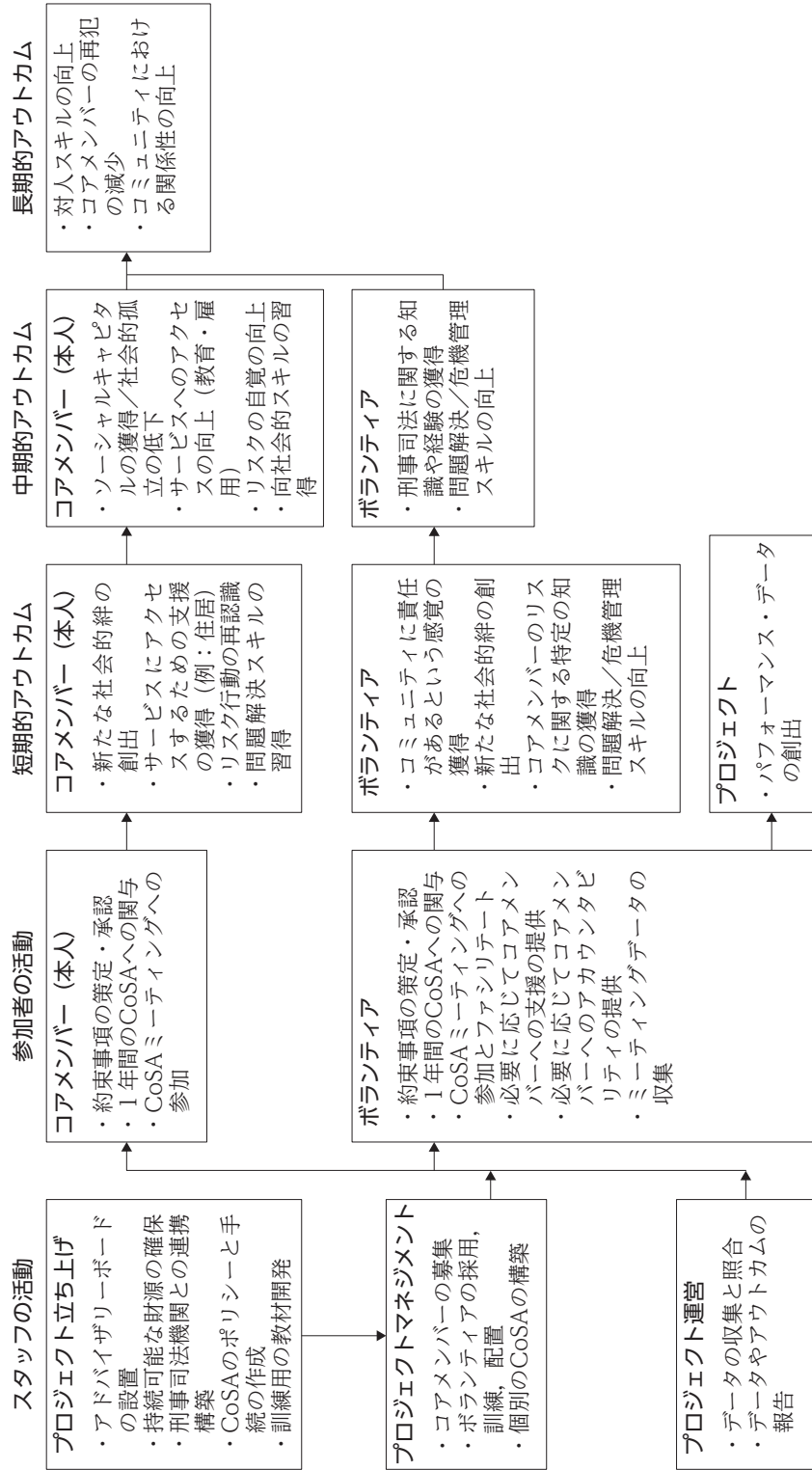
出典：連邦リエントリーリソースセンター（※2）

他方、日本では、保護司、更生保護女性会、BBS 会、協力雇用主、教誨師、篤志面接委員といった立ち直りを支える協力者がいる。また、ダルクやナルコティクス・アノニマス（Narcotics Anonymous）といった自助組織、医療や福祉等に関わる専門職、各地域にある様々な相談支援機関や施設等はそれぞれの強みを活かし、立ち直りを支えている。こうした協力者の活動促進と連携強化を図り、本人の立ち直りを多面的・重層的に支えるコミュニティとして機能させていくことで、CoSA のような複合的な効果の創出が期待できる。そのためにはまずコーディネーターの役割を担う人材を確保することが不可欠であると考ええる。

しかしながら、海外の実践を見るとコーディネーターを取り巻く厳しい現実も垣間見える。米国では職員の離職問題が顕在化しており、地域社会で立ち直り支援を継続していく課題として財源不足が挙げられている。ニュージーランドの場合は、矯正庁の職員としてコーディネーターを雇用しセラピストとほぼ同等の給与を支給しているが、職員構成からしてその後のキャリアパスは不透明な状況であるようだ。両国ともに立ち直り支援の現場は相当な負担を強いられている現状がうかがえる。息の長い支援を実現するためには、特に地域社会における財源の問題を解決することが不可欠であるが、この問題は一行政機関で解決できるものではなく、社会全体で考えていく必要があろう。

（※2） <https://csgjusticecenter.org/nrrc/circles-of-support-and-accountability/>

6-1-2図 CoSA のロジックモデル



出典: Ian A. Elliott, Gary Zajac, Courtney A. Meyer, (2013) Evaluability Assessments of the Circles of Support and Accountability (CoSA) Model, Cross-Site Report. P23

(5) 地域の協力者向けの研修（クロストレーニング）の実施

(4)とも関連するが、地域の協力者向けの研修（クロストレーニング）の機会を設けることも必要と考える。その際、立ち直り支援が、単に本人の生活を再建・安定させるための支援に止まらず、本人が「仕事へのやりがい」や「仕事以外に熱中できるものや趣味」などを持てるよう、本人自身が主体的に社会と関わっていける能力を引き出していくものであることを強調することが何より重要である。当研究部で発刊する犯罪白書が犯罪情勢や刑事司法の制度を概観できる教材として活用できるほか、本報告書第2章の意識調査の結果は、前述の立ち直り支援の意義やねらいを理解する上で有用な教材となろう。また、6-1-2図のようなロジックモデルを作成することも、関係者間の意識を共有する上での有用なツールとなろう。

3 終わりに～再犯防止に関する国際連携の一層の推進～

各国の再犯防止対策に係る関心は高まりつつある。その調査研究や処遇技術も日々進歩しており、NIJにおいては、英国、韓国等の研究所とパートナーシップを構築し、定期的に情報交換や相互研鑽の機会を設けている。その背景には、海外の取組を積極的に取り入れようとする姿勢がある。他方、日本においては、海外の情報、特に統計分析や処遇技術に関連する情報を十分に収集・参照できる環境にあるとは言い難い。今回の実地調査も各執筆者がメールや電話により一から関係性の構築を図った。

本研究の最大の成果は、NIJを始めとする海外の研究機関等と顔の見える関係が構築され、再犯防止に関する共同研究への発展可能性を確認できたことであった。当研究部においては、この「再犯防止対策等に関する研究」について、本報告書の発刊をもって終わるのではなく、第2章の意識調査の結果等を英訳し、海外に向けて発信していくとともに、我が国における立ち直り支援の充実・強化に向けて、本報告書で触れた翻訳的犯罪学の考え方を踏まえ、CoSAのように地域住民（ボランティア）が多面的・重層的に関わる処遇プログラムの有用性やその実現のために必要な要因、また、コスト・ベネフィット分析を始めとする再犯防止対策の地域社会への影響を評価する分析手法等について、NIJ等と連携して研究を進めていく予定としている。

また、これをさらに大きな成果へと繋げていくためには、国を超えた共同研究を着実に積み重ねていくことに加え、将来的には各国の研究者等で構成されるプラットフォームの設置が望まれるところである。2020年には京都で第14回国連犯罪防止刑事司法会議（京都 कांग्रेस）が開催される。本研究の内容は、その全体テーマやワークショップの内容にも深く関連してい

る。今回の実地調査で構築されたネットワークを活用しつつ、当研究部の国際連携機能を一層充実させ、再犯防止の研究に携わる各国の研究者の交流を促していきたい。

参考文献

Ian A. Elliott, Gary Zajac, Courtney A. Meyer (2013). Evaluability Assessments of the Circles of Support and Accountability (COSA) Model, Cross-Site Report.
Department of Corrections (2014). Practice-The New Zealand Corrections Journal-VOLUME 2, ISSUE 2: AUGUST 2014.

平成 31 年 3 月 印 刷

平成 31 年 3 月 発 行

東京都千代田区霞が関 1 - 1 - 1

編集兼 法 務 総 合 研 究 所
発行人

印刷所 株式会社太平印刷社
